

計 画 案

海津市人権教育・啓発基本計画
(第1次改定版)

～差別のない明るく住みよいまちの実現をめざして～

平成24年3月
岐阜県海津市

「人権尊重の都市」宣言

人権は、すべての人が幸福な生活を営むために、生まれながらにして持っている権利であり、将来にわたって保障されるものでなければなりません。

私たち海津市民は、一人ひとりが

人権意識を高め、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るく住みよいまちの実現をめざします。

ここに海津市を「人権尊重の都市」とすることを宣言します。

平成十八年十二月十二日

岐阜県海津市

目次

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景	1
2 計画改定の趣旨	3
3 計画の目的・性格	6
4 計画の基本理念	7
第2章 人権教育・啓発の推進方策	8
1 人権一般の普遍的な視点からの取り組み	8
(1) 人権教育	8
(2) 人権啓発	12
2 様々な人権課題に対する取り組み	15
(1) 女性	15
(2) 子ども	18
(3) 高齢者	21
(4) 障がいのある人	24
(5) 同和問題	27
(6) 外国人	30
(7) HIV感染者・ハンセン病患者（回復者）等	32
(8) 刑を終えて出所した人	35
(9) 犯罪被害者等	37
(10) インターネットによる人権侵害	39
(11) 北朝鮮当局による拉致問題等	41
(12) その他の人権	43
第3章 計画の推進	45
1 推進体制	45
2 関係機関との連携	45
3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進	46
4 計画の見直し	46

第1章 計画の策定

1 計画策定の背景

世界の人々は、20世紀の二度にわたる悲惨な世界大戦を経験し、「平和」や「人権」がいかに大切かということを感じました。その反省と世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすことなどを目的として、昭和23（1948）年に国際連合（以下「国連」という。）総会で採択された「世界人権宣言」は、世界の人権に関する規律の中で最も意義あるものとされます。

その後、国連は「世界人権宣言」を実効性のあるものとするため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」を始め「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」などの人権に関する条約を採択し、重点的な人権課題の解決に「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」などの国際年を決議して、世界の人々に人権尊重、差別撤廃を呼びかけました。

さらに国連は、平成6（1994）年の第49回総会において、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議とその行動計画を採択し、平成16（2004）年の総会では、人権教育を国際社会が協力して取り組むよう「人権教育世界プログラム」を開始する決議が採択され、現在も21世紀を「人権の世紀」とする取り組みが続いています。

わが国においては、昭和22（1947）年に、基本的人権の尊重を理念の一つとする「日本国憲法」が施行され、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（第14条）」と規定するなど、すべての人々の基本的人権を、侵すことのできない永久の権利として保障しています。

また、あらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、昭和54（1979）年の「国際人権規約」、平成7（1995）年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」など、人権に関する数多くの条約に批准して問題の解決に取り組んできました。

そして、平成9（1997）年に「人権擁護施策推進法」が施行され、同年には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取り組みが示されました。

平成 12（2000）年には、人権の擁護に資することを目的に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発に関する施策の推進にあたり、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされ、平成 14（2002）年に人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「人権教育・啓発に関する基本計画」が公表されています。

その他、「児童虐待の防止等に関する法律」や「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」、「改正 DV 防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）」など個別の人権関係法の整備や改正が進み、わが国固有の人権問題である同和問題については、平成 8（1996）年に国が開催した地域改善対策協議会の意見具申において、差別意識の解消を図るにあたっては同和教育や啓発活動の中で積み上げてきた成果への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発にすべきであると提言しています。

岐阜県では、平成 4（1992）年に同和問題に関する各種団体等の代表や専門家等で構成する外部組織として「岐阜県同和問題啓発連絡協議会」を設置し、同和問題解決のための啓発を推進してきました。その後、様々な人権問題に対応するため、平成 14（2002）年に「岐阜県人権・同和問題啓発連絡協議会」、平成 15（2003）年に「岐阜県人権啓発連絡協議会」、平成 17（2005）年には「岐阜県人権懇話会」と改称し、取り組むべき人権課題に対する意見を聴き、課題の解消に向けた施策に反映する一方、平成 12（2000）年には「岐阜県人権啓発センター」を設置し、差別のない人権が尊重される明るく住みよい社会の実現に向けて各種の人権啓発事業を展開しています。

また、平成 14（2002）年に「岐阜県人権同和教育基本方針」、平成 15（2003）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条「地方公共団体の責務」に応え「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、地域の実情を踏まえ人権教育・人権啓発に関する推進施策を実施してきました。

海津市（以下、「本市」という。）は、平成 17（2005）年 3 月の海津町・平田町・南濃町の海津郡 3 町の合併直後に人権推進関係団体の代表者で組織する「海津市人権・同和行政問題協議会」を設置して人権・同和課題の解消に努めてきました。

さらに従来の取り組みを継続・発展させることとして、平成 18（2006）年 6 月には「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置して基本計画の策定に着手し、同年 8 月に「人権についての市民意識調査」を実施、平成 19（2007）年 3 月に「海津市人権教育・啓発基本計画」を策定しています。

その間、平成 18（2006）年 12 月には「人権尊重の都市」宣言を行い、同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消を願い、人権思想の普及に努めるなど広く人権施策を推進してきました。

（資料編 人権関係年表参照）。

2 計画改定の趣旨

「人権」とは、人間の尊厳に基づく固有の権利であり、日本国憲法は、すべての人々は法の下に平等であって、政治的、経済的または社会的関係において差別されないことを保障しています。

このことを身近な日常生活にあてはめると、私たちが差別のない明るく住みよいまちの実現を目指す最初の一步は、地域社会で暮らす様々な文化、価値観、ライフスタイルなどを持つ人々の個性を互いに認め合い、尊重することを大切にすることから始まると考えました。

このため、本市では「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」を設置し、平成 19（2007）年 3 月に策定した「海津市人権教育・啓発基本計画」に基づき、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者（回復者）、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、北朝鮮当局による拉致被害者、同性愛などの性的指向を持つ人、ホームレス、アイヌの人々など多岐にわたる人権問題の解決をめざして、市民への人権教育・人権啓発を推進してきました。

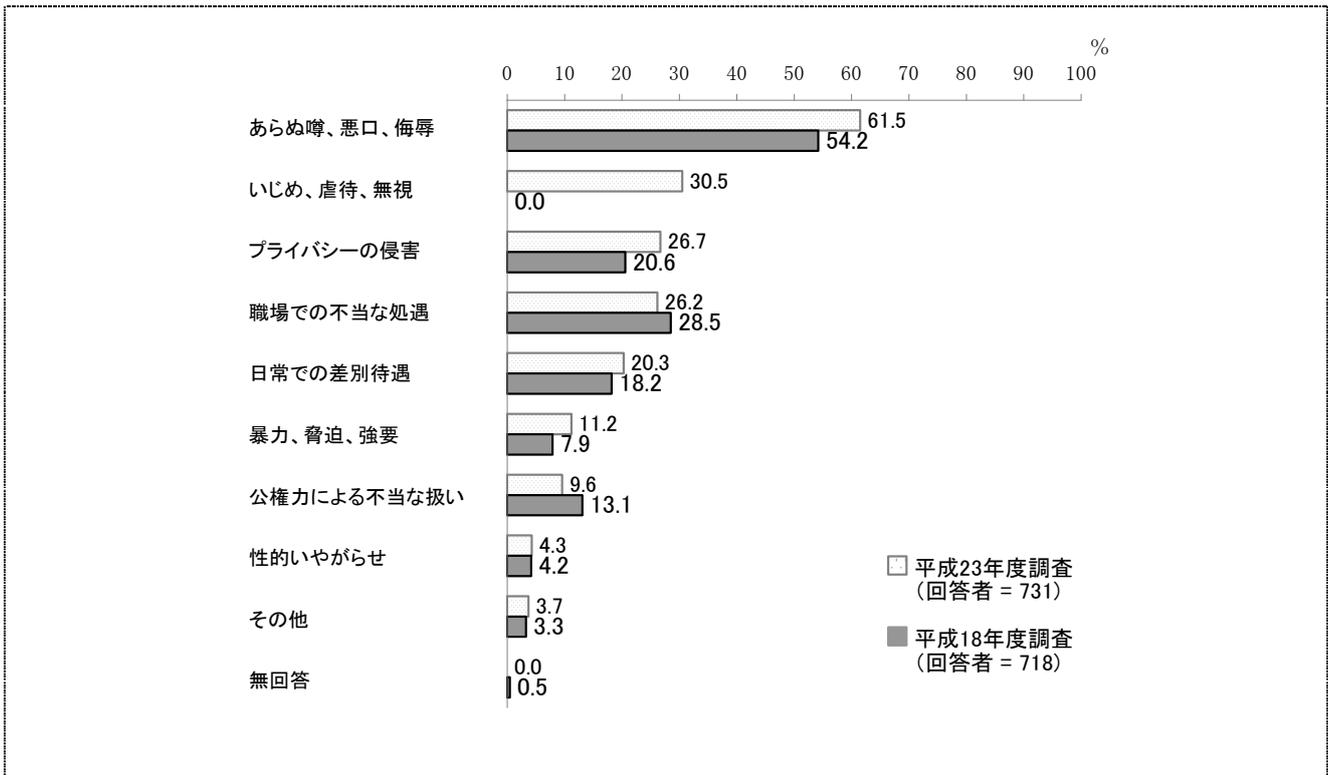
しかし、近年ではドメスティック・バイオレンス（DV）や子どもへの虐待に加え、ホームページへの差別的情報の掲示などインターネットの匿名性を悪用した人権侵害や個人情報の不正取得事案などに対する社会的関心が高まっています。様々な人権問題は、基本的には人々の偏見や差別意識などによるものであり、こうした間違った認識の解消に向けて、引き続き、人権教育・啓発を充実することが課題となっています。

そこで、本市では、これまでの人権教育・啓発活動の成果と今後の総合的かつ効果的な施策の推進を図るため、平成 23（2011）年 8 月に「海津市人権に関する市民意識調査」（以下、「市民意識調査」という。）を実施しました。この中で、「自分の人権が侵害されたことがある」と答えた方は、前回（平成 18 年）調査を 4.2 ポイント下回る 25.6%、また、その内容は「あらぬ噂、悪口、侮辱」61.5%、「いじめ、虐待、無視」30.5%、「プライバシーの侵害」26.7%と続き、今後も「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会の実現」に向けた取り組みが必要です。

次に、今後、「解消への取り組みが必要な人権課題」については、「障がいのある人」及び「インターネットによる人権侵害」の 2 課題で前回調査を 10 ポイント程度上回る高い関心が示されています。

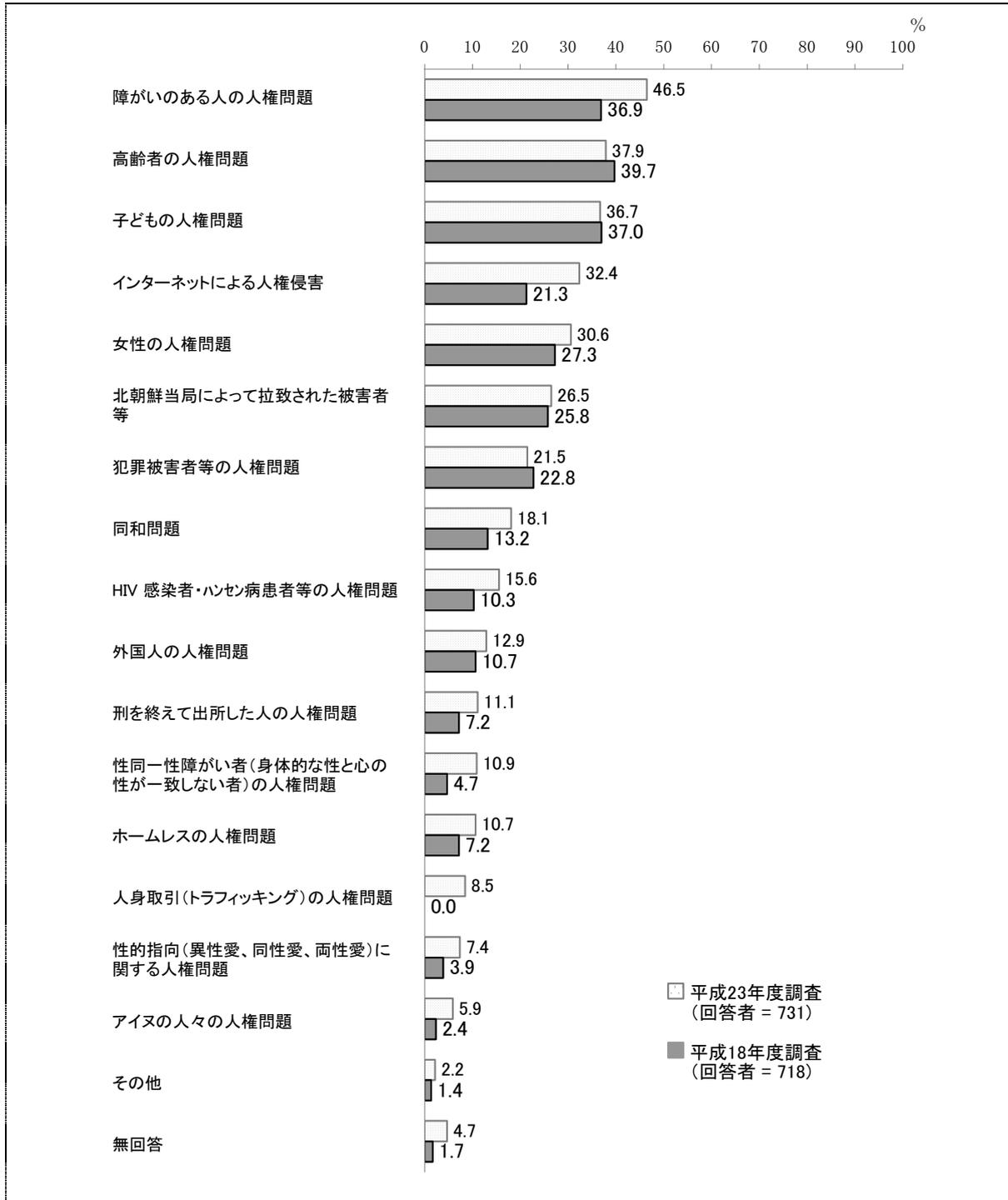
このような結果を踏まえ、「海津市人権・同和行政問題協議会」への諮問、さらにパブリック・コメントの実施を経て、今後 5 年間の本市の人権施策を推進する上で基本的な考え方と方向性を示すため「海津市人権教育・啓発基本計画（第 1 次改定版）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

図表 どのようなことで、人権が侵害されたと思いましたか。(いくつでも)



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成23年度、平成18年度）

図表 日本の社会にはいろいろな人権問題がありますが、
その解消に取り組む必要があると思うことは何ですか。(いくつでも)



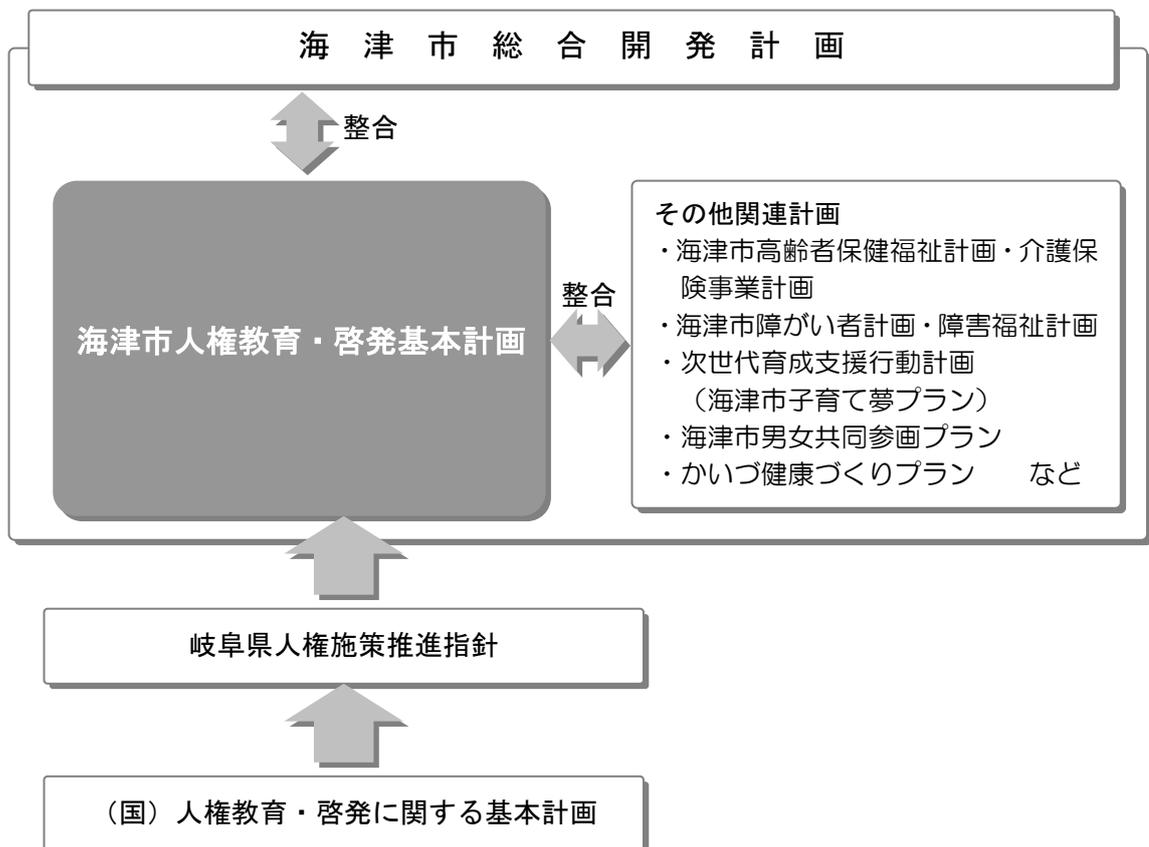
注) 平成18年度調査では「人身取引(トラフィッキング)の人権問題」の選択肢はありません。

資料: 海津市人権に関する市民意識調査(平成23年度、平成18年度)

3 計画の目的・性格

- ・本計画は、人権教育・啓発に関する様々な施策の総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とします。
- ・本計画は、「人権教育・啓発推進法^{*}」に基づき、本市が今後、取り組むべき人権教育・啓発の推進施策に関する基本方針及び方向性を明示するものです。
- ・本計画は、「海津市総合開発計画」との整合性を図ります。
- ・本計画の期間は、平成 24（2012）年度から平成 28（2016）年度までの 5 か年とします。

図表 計画の位置づけ



※人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）
（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

4 計画の基本理念

- ・本計画は、平成 18（2006）年 12 月 12 日に採択された「人権尊重の都市」宣言に基づき、「人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよいまちの実現」をめざして策定するものです。
- ・この基本理念は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」における人権尊重の理念（自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方）及び岐阜県の「人権施策推進指針における基本理念（一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、総合的に人権に関する取り組みを推進すること）に準ずるものです。

〔基本理念〕

**人権が尊重され、差別や偏見のない
明るく住みよい社会の実現**

本市では、「人権尊重の都市」宣言に基づき、市民一人ひとりが、人権意識を高め、お互いの人権を尊重し合い、差別のない明るく住みよい社会の実現をめざすことにあります。

すべての市民の人権が尊重された社会を実現していくためには、市民、学校、企業、行政が一体となった協働のまちづくりをそれぞれの役割分担のもとに本計画を推進していくことが重要です。

第2章 人権教育・啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取り組み

人権教育・啓発推進法がその基本理念（第3条）に示すように、人権が尊重され、差別や偏見のない明るく住みよい社会を実現するため必要な取り組みについて、市民意識調査では、「学校教育の中で人権意識を育てる」62.5%、次いで「慣習や社会の仕組みを改善する」43.4%、「家庭の中で人権意識を育てる」34.2%、「行政が啓発活動を積極的に行う」28.3%と続き、5年前と同様に、青少年期の学校及び家庭における人権教育の充実と人権啓発を重視する意見が多数を占める結果となっています。

このことから、市民一人ひとりがその理念を理解してこれを体得できるよう、引き続き、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて必要な機会の提供、効果的な手法を用いて、人権教育、人権啓発を推進します。

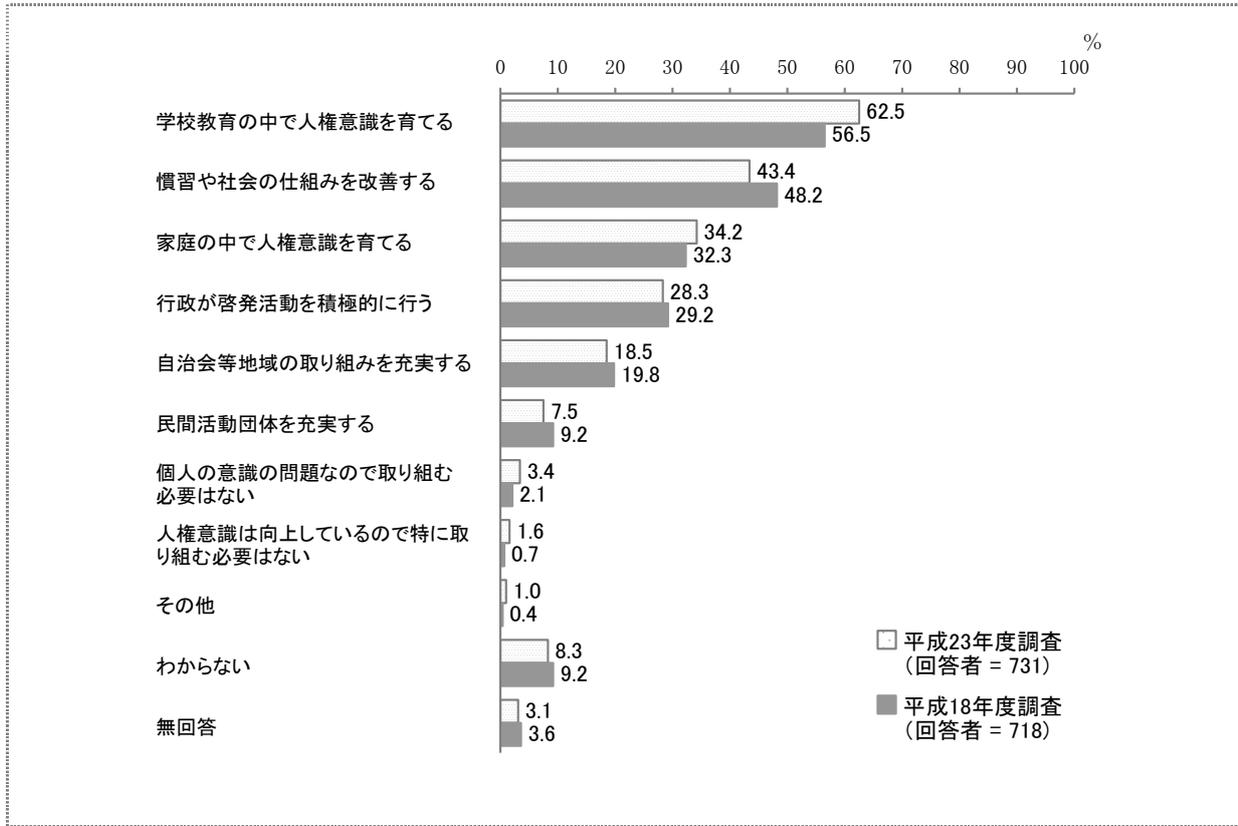
(1) 人権教育

現 状

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養（かんよう）を目的とする教育活動」（人権教育・啓発推進法第2条）を指し、生涯学習の視点に立ち、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、市民一人ひとりのライフステージに合わせ、子どもから大人に至るまで継続して実施されることが必要です。

本市では、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に人権を題材とした作文・標語などの作品募集や人権擁護委員及び民生児童委員が行う学校訪問活動への協力、さらに担い手である教職員に対する人権研修を充実させるなど特徴ある学校教育に努めてきました。また、社会教育においては、青少年育成推進員や家庭教育推進協議会員を対象に「子育てリーダー養成講座」を開講するなど地域活動を支えるリーダーを養成する一方、市民及び市内企業を対象とした人権講演会や研修会等の開催を通じて、家庭及び企業内人権教育の充実に努めています。

図表 人権意識を高めるための取り組み



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度、平成 18 年度）

■ 学校教育

学校教育においては、幼児、児童、生徒の発達段階に応じながら、学校教育全体を通じて一人ひとりを大切にした教育の充実を図り、人権尊重の意識を高めることが重要で、幼児期に道德性の芽生えを培うことに始まり、児童・生徒には個々の人格や尊厳を大切にした社会性や豊かな人間性を育む教育が望まれます。

このため、本市では学校における人権教育の推進に、以下の重点方針を掲げて取り組んでいきます。

学校人権同和教育の3つの方針

- ①全教育活動を通じて、人権同和教育に対する正しい認識と理解を深め、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。
- ②児童生徒一人ひとりの個性が尊重され、生き生きと活動でき、好ましい人間関係にあふれた学校生活の充実に努める。
- ③全体計画が日常の教育活動の中で機能するように努めるとともに、家庭、地域社会との連携による人権同和教育の充実に努める。

施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	発達段階に応じた学校教育	幼児期においては豊かな体験活動を通して道德性の芽生えを培い、小・中学校では自己を見つめる力と他を思いやる心を育て、教師と児童・生徒、児童・生徒相互の信頼関係を築き、一人ひとりの人格や尊厳を大切にした教育の充実に努めます。
2	教職員研修の充実	教職員の人権に関する資質の向上を図り、人権尊重の理念を正しく理解し、伝えることのできる人材の育成、研修等の充実を図ります。
3	人権推進関係団体への支援	人権擁護委員や民生児童委員が行う学校訪問活動を支援します。
4	学校と家庭・地域の連携の充実	小・中学校等と家庭及び地域の連携を図り、総合的な人権教育が実施できる体制をつくります。

社会教育

人権が尊重される地域社会の実現には、世の中にある不合理な差別がなくなるよう、生涯学習の視点から市民一人ひとりの人権感覚の涵養を図る必要があります。

このため、本市では、「社会人権教育の4つの方針」を掲げ、講演会等を開催すると共に、関係団体の活動を支援する施策を推進します。

社会人権教育の4つの方針

- ・人権同和問題に対する関心を高め、正しい認識を深めるとともに、市民の実態に即した人権同和教育の推進と効果的な啓発に努める。
- ・各種学級・講座等の学習計画及び市職員の研修に、人権問題に関する内容を位置づけ、人権同和教育の推進を図る。
- ・社会人権同和教育推進のため、学校教育との連携を密にし、学習指導資料の整備・活用を図る。
- ・指導者の養成及び資質の向上に努める。

施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	生涯学習の充実	「人権・同和问题講演会」をはじめ、成人教育講座や高齢者学級など生涯学習における人権研修の充実を図ります。
2	地域活動を支える担い手の育成	人権推進関係団体を対象にリーダー養成講座を開講し、市民による自主的な活動を支援します。
3	人権推進関係団体への支援	人権擁護委員や民生児童委員が行う相談や交流事業などの社会活動を支援します。
4	企業への支援	公正な雇用機会の確保や快適な職場環境の整備など、企業の法令遵守の周知に努めます。 また、人権教育にかかる学習教材の貸与など、企業における人権教育を支援します。

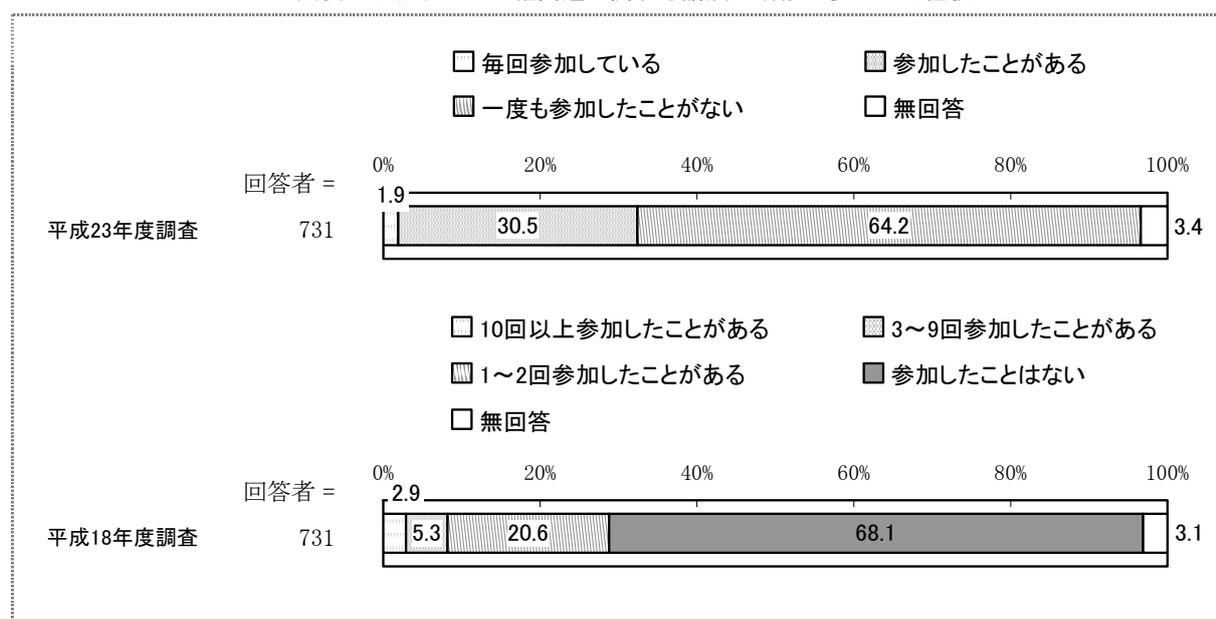
(2) 人権啓発

現 状

人権啓発とは、「人々に人権尊重の理念を普及させ、これに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」（人権教育・啓発推進法第2条）を指し、人権教育と同様に、市民一人ひとりのライフステージでほかの人の人権に配慮した行動をとることが日常生活の中に根付くよう、研修や広報活動などの事業を推進する必要があります。

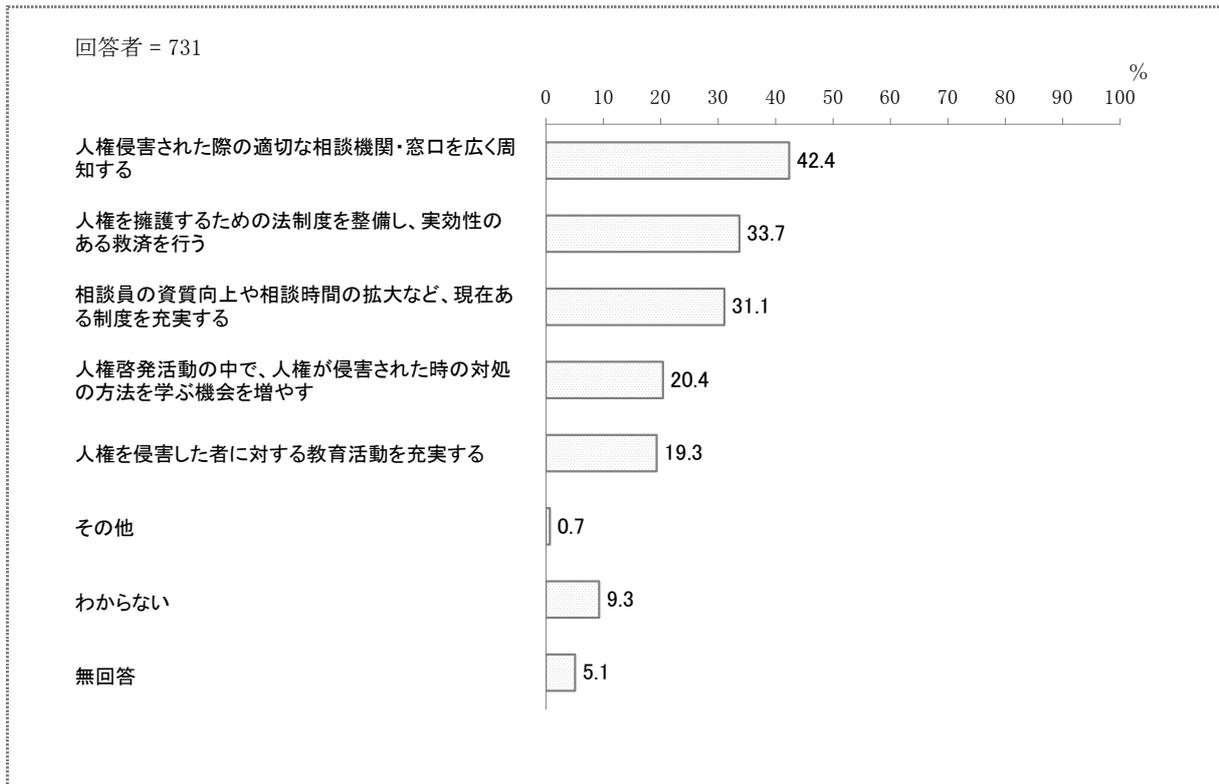
市民意識調査では、「人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきこと」の問いに、「正しい知識を身につける」の回答が64.0%と最も高く、以下、「自分の権利だけでなく、他人の人権を尊重する」48.4%、「因習や誤った固定概念にとらわれない」48.3%と続き、また、「人権侵害に対する相談・救済活動を行う上の注意点」について、「適切な相談窓口を周知する」42.4%、「法制度の整備」33.7%、「相談窓口の充実」31.1%が上位に挙がり、広報活動が市民に正しく理解される反面、人権課題の解消に市民と行政が一体となって取り組んできた研修事業への市民の参加は、「毎回参加している」と「参加したことがある」を合わせた参加の経験がある市民の割合は32.4%と前回調査を3.6ポイント上回りますが、新たな参加者が伸び悩む現状も見られ若干の事業内容の見直しを検討する必要があります。

図表 これまでに人権問題に関する講演・研修に参加した経験



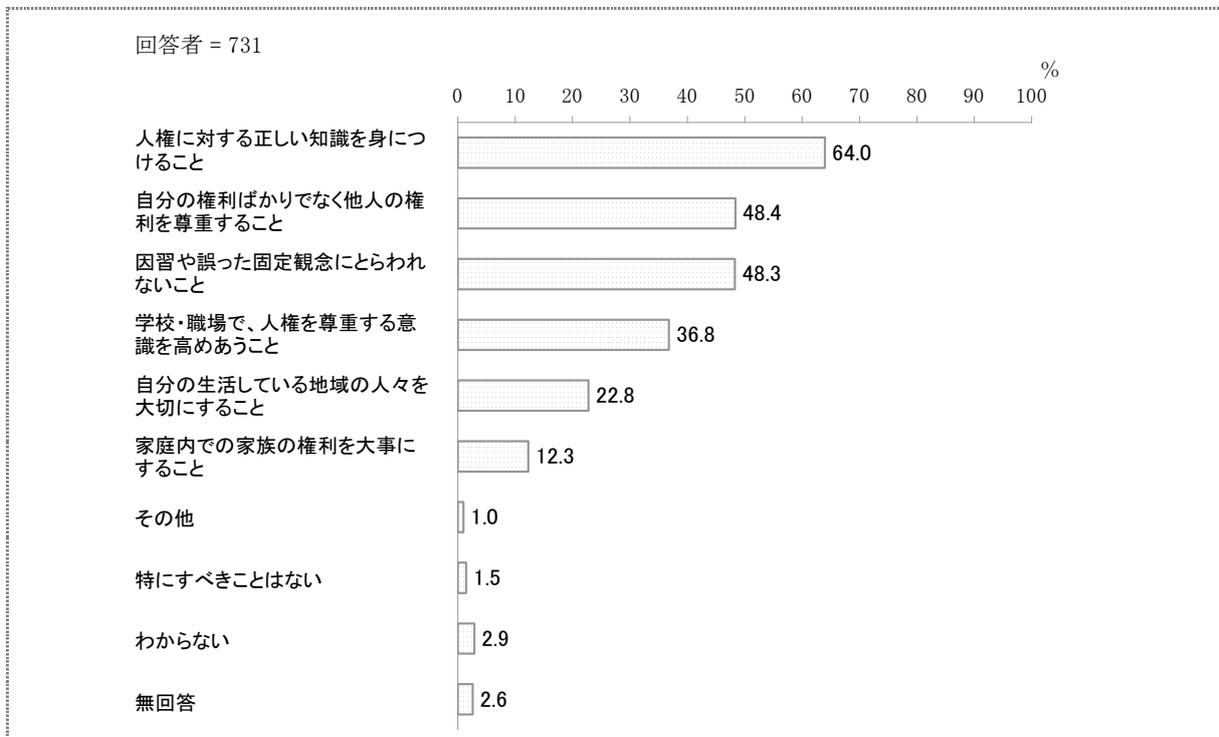
資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成23年度、平成18年度）

図表 人権侵害に対する相談や救済を行う際に、注意が必要な点について



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度）

図表 市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために心がけたり、行動すべきことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度）

施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	「人権尊重の都市」宣言の周知	「差別のない明るく住みよいまちの実現」を目指す「人権尊重の都市」宣言の主旨を広く普及し、人権意識の高揚を図ります。
2	人権作品の募集	市内小・中学校の児童・生徒を対象に「人権」をテーマにした作文やポスター、標語の募集を行い、優秀作品によるリーフレットなど啓発物品の配布と併せ、児童・生徒の人権教育と市民の人権意識の高揚を図ります。
3	人権講演会の充実	「人権・同和問題講演会」や「人権啓発推進大会」などを開催し、有識者による講演及び関連冊子・物品の配布を通して広く市民の人権啓発に努めます。
4	人権擁護委員活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ①人権相談会 会場の確保と市報・ホームページによる開催告知で支援します。 ②街頭啓発 産業感謝祭など市主催イベントでの啓発活動を支援します。 ③常時相談窓口の設置 市役所内に人権相談窓口を置き、人権擁護委員または管轄法務局との連絡・調整を図ります。
5	国との連携	<ul style="list-style-type: none"> ①特設人権相談所 管轄法務局が開催する相談会に対して、会場の確保と市報・ホームページによる開催告知で支援します。 ②市報などを活用する告知 人権週間の告知など、国との連携により人権尊重の理念の普及に努めます。
6	人権推進関係団体との連携	市内を拠点に活動する団体と連携を取り、これを支援します。

2 様々な人権課題に対する取り組み

(1) 女性

現 状

日本国憲法では、性差別が禁止されており、男女平等の理念が明記されています。

しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、社会的に根強く残っており、家庭や職場などで様々な差別を生む原因となったり、人々の多様な生き方を妨げている現状があります。

また、夫・パートナーが暴力を加えるなどのドメスティック・バイオレンス、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、重大な人権侵害とされる暴力行為が社会的な問題となっています。

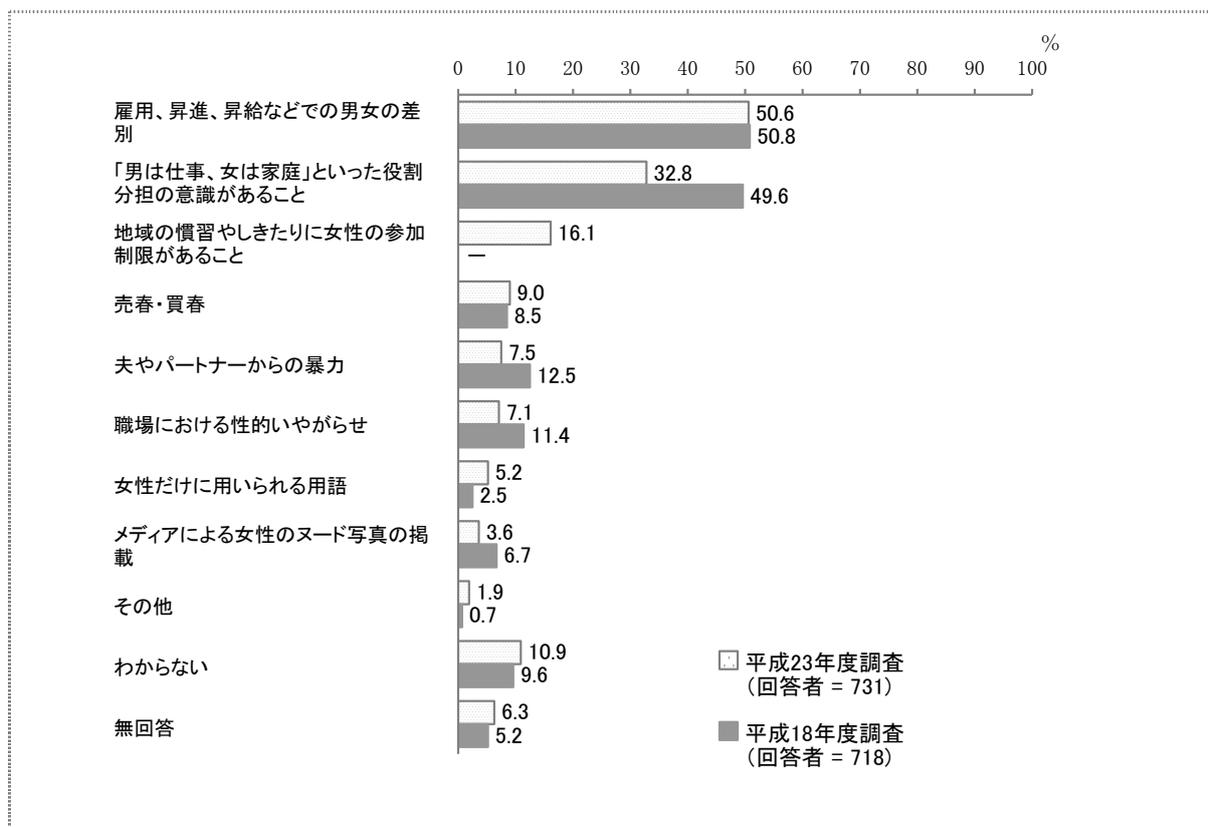
国では平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を施行、平成 22（2010）年には男女共同参画社会基本法に基づく「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定され、男女平等に向けて諸施策の推進を強化しています。

本市においては、平成 20（2008）年 4 月に制定した「海津市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画に関する施策を一層力強く推進するため平成 23 年度中に「第 2 次海津市男女共同参画プラン」の策定を進めています。

「市民意識調査」によると、「女性の人権が尊重されていないと思うことについて」に対して、「雇用、昇進、昇給などでの男女の差別」の割合が 50.6%と最も高く、次いで「男は仕事、女は家庭」といった役割分担の意識があること」の割合が 32.8%となっており、特に女性や 10 歳代でこの傾向がみられます。また、「女性の人権を守るために必要なことについて」では、「雇用や、職場における昇進、昇給などの男女平等を実現する」の割合が 55.5%と最も高くなるなど、雇用の場面での男女平等について課題がみられます。

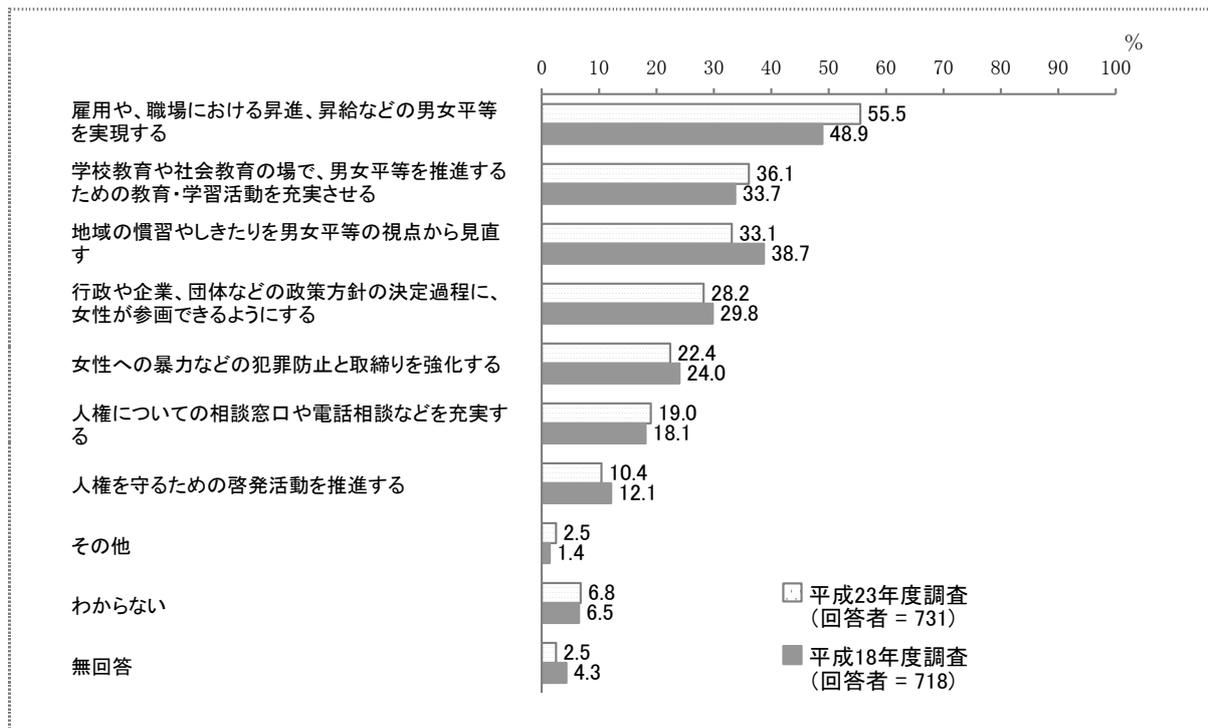
これらのことから、男女がともに不平等感を持たない雇用に向けた取り組みを支援するとともに、引き続き固定的な性別役割分担の意識を払拭することが求められます。また、性別に関わりなく、人として認め合い、家庭生活や仕事に参画し、同様の責任を担うためにも、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）を図る社会環境づくりが必要となっています。

図表 女性の人権が尊重されていないと思うことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度、平成 18 年度）

図表 女性の人権を守るために必要なことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度、平成 18 年度）

施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	男女共同参画社会の形成のための啓発活動の充実	人々の意識の中に形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識が、今も根強く残っていることから、これを解消し、理解を深めるため「男女共同参画セミナー」をはじめとする啓発を充実します。
2	女性等に対するあらゆる人権侵害の防止	<p>①ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、パワー・ハラスメントなど、あらゆる人権侵害について、これを防止するための啓発活動を推進します。</p> <p>②DVなどの被害者が一人で悩まず問題解決が図れるよう、関連機関との連携の強化、相談窓口の充実に努めます。</p>
3	施策・方針決定の場における女性の参画の拡大	男女共同参画社会を実現するため、審議会、委員会などの公的機関において、女性の意見が反映されるように「女性人材リスト」を活用するなど、女性委員の登用を積極的に推進します。

(2) 子ども

現 状

次代を担うかけがえのない子どもたちが、個性豊かに、健やかに成長することはすべての人の願いです。

しかし、この国の少子化や核家族化などが生み出した社会構造の変化は、保護者の育児疲れや家庭や地域の教育力の低下といった子どもを取り巻く生活環境に影響を与え、少年犯罪・非行の凶悪化、保護者による子どもの虐待、児童買春・児童ポルノ、携帯電話やインターネットを利用した誹謗・中傷によるいじめなど、子どもの人権問題を深刻化させています。

わが国は、平成6(1994)年、国連が子どもの自立に必要な事項を定めた「児童の権利に関する条約」に批准して、これ以降、平成11(1999)年に子どもを性の暴力から守る「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を、平成12(2000)年には児童への虐待を禁止し、虐待を受けた児童を早期に発見・保護して自立を支援する「児童虐待の防止等に関する法律」を施行して児童相談所の権限や機能を強化するなど、子どもの人権擁護に積極的な取り組みを行っています。

また、岐阜県では、平成18(2006)年に策定した「青少年健全育成計画」や平成19(2007)年に施行した「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」などに基づき、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進しています。

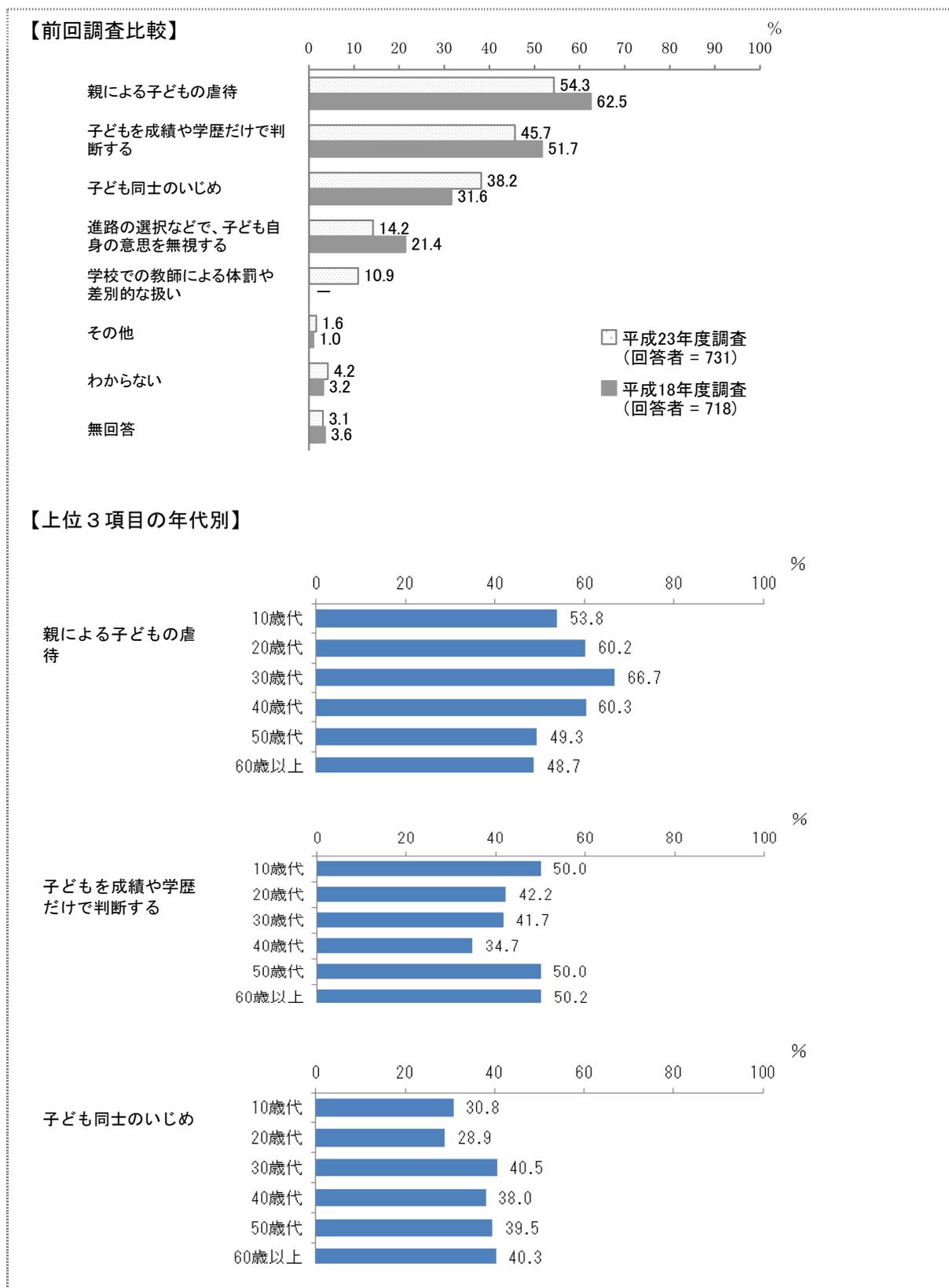
本市は、平成22(2010)年に国や岐阜県の取り組みと連携を取り、行政をはじめ、家庭、地域、企業などがそれぞれの立場で次代の社会を担う子どもの健全育成を支援する「次世代育成支援後期行動計画(海津市子育て夢プラン2)」を策定して、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つまちの実現に取り組んでいます。

「市民意識調査」によると、「子どもの人権が尊重されていないと思うことについて」では、「親による子どもの虐待」の回答が54.3%と最も関心が高く、特に20歳代から40歳代の子育て世代で60%を超えています。また、児童虐待を発見したときの行動については、「子ども相談センターや福祉事務所に知らせる」50.2%と「民生委員・児童委員や主任児童委員に知らせる」24.2%をあわせた74.4%の市民が通報の義務を意識しており、「どこへ知らせたらいいのかわからない」は17.2%となっています。

子どもへの虐待行為は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、子どもの健全な成長を阻害する重大な問題であることを認識するとともに、早期発見・早期対応に向け、家庭・学校・地域が連携し、地域社会全体の取り組みによる子育て家庭への支援体制が求められます。

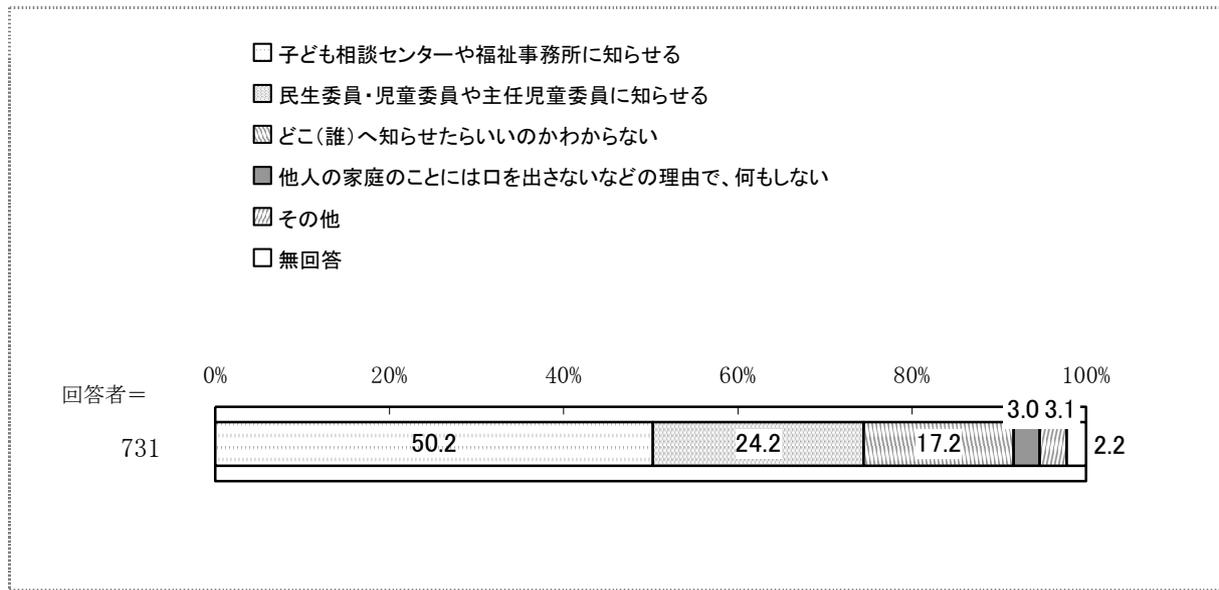
今後も、人権尊重の教育の充実による人権感覚を身に付けた子どもの育成に努め、いじめや虐待の早期発見、未然防止をめざした体制づくりが必要です。

図表 子どもの人権が尊重されていないと思うことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成23年度、平成18年度）

図表 児童虐待を発見したときの行動について



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度）

施策の方向

No.	推進施策	内容
1	子どもの権利についての啓発	子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるように、子どもの権利の周知啓発を行うとともに、海津っ子議会をはじめ、子どもが社会や行政に参加する機会提供に努めます。
2	児童虐待の防止と早期対応	①保護者の悩みなどの軽減を図るために、相談窓口の充実を図ります。 ②子ども相談センター、学校、警察等の関連機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応できる体制の強化を図るとともに、虐待を発見した市民には市などへの通報義務があることなど、必要な事柄の啓発に努めます。
3	子どもの人権意識の育成	学校教育において、確かな学力の定着を図るとともに、心の教育に焦点をおいたボランティア活動、自然体験活動、異世代交流などを積極的に推進します。

(3) 高齢者

現 状

わが国の高齢化は一層進行しており、高齢者の人権にかかわる問題として、高齢者に対する身体的・精神的・経済的な虐待や介護放棄、悪徳商法、振込め詐欺などの事件が後を絶たず、大きな社会問題となっています。また、加齢による衰えなどから社会参加への困難などが指摘されています。

国では、平成 7（1995）年に、「高齢社会対策基本法」を施行し、平成 13（2001）年に、「新しい高齢社会対策大綱」が策定されました。そして、高齢者虐待、人格軽視などといった問題も増加の傾向にあり、平成 18（2006）年には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」が施行されるなど、様々な対策がとられています。

本市においても例外なく高齢化は進行しており、平成 23（2011）年の高齢化率は 23.1%（住民基本台帳 4月 1 日現在）と、5 人に 1 人は高齢者となっています。進行する高齢化に対応するため、「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の暮らしを支援しています。

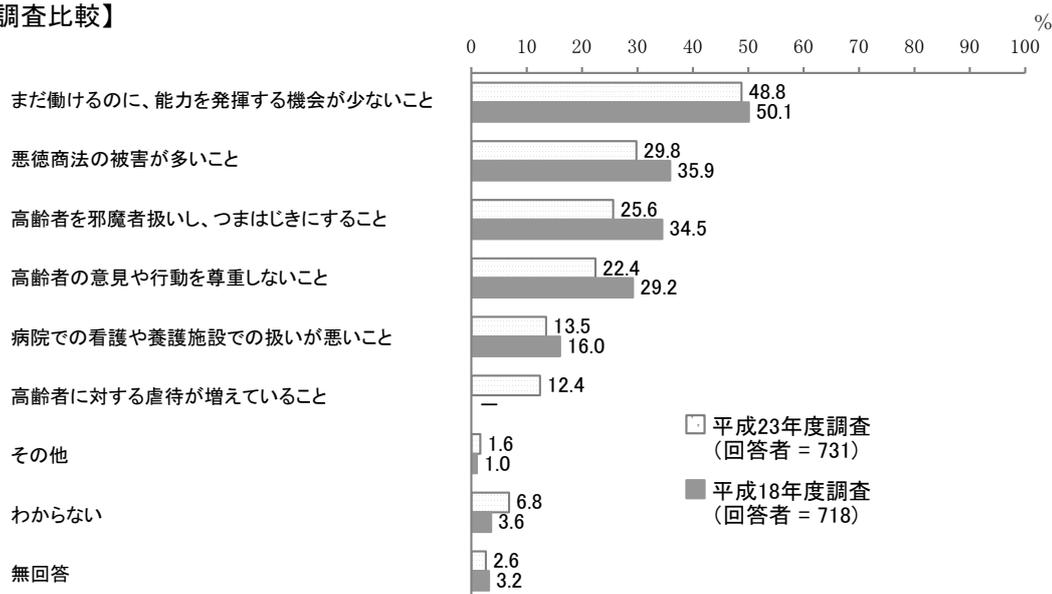
「市民意識調査」によると、「高齢者の人権が尊重されていないと思うことについて」に対して、「まだ働けるのに、能力を発揮する機会が少ないこと」の割合が 48.8%と最も高くなっており、特に 50 歳代、60 歳代といった年代でその傾向がみられます。「高齢者の人権を守るために必要なことについて」も、「高齢者が自立して生活しやすい環境を整備する」の割合が 48.2%と最も高くなっています。

これらのことから、高齢者が経済的にも身体的にも自立し、いきいきと暮らせるよう、能力やその経験を活かした社会参加への支援が必要です。

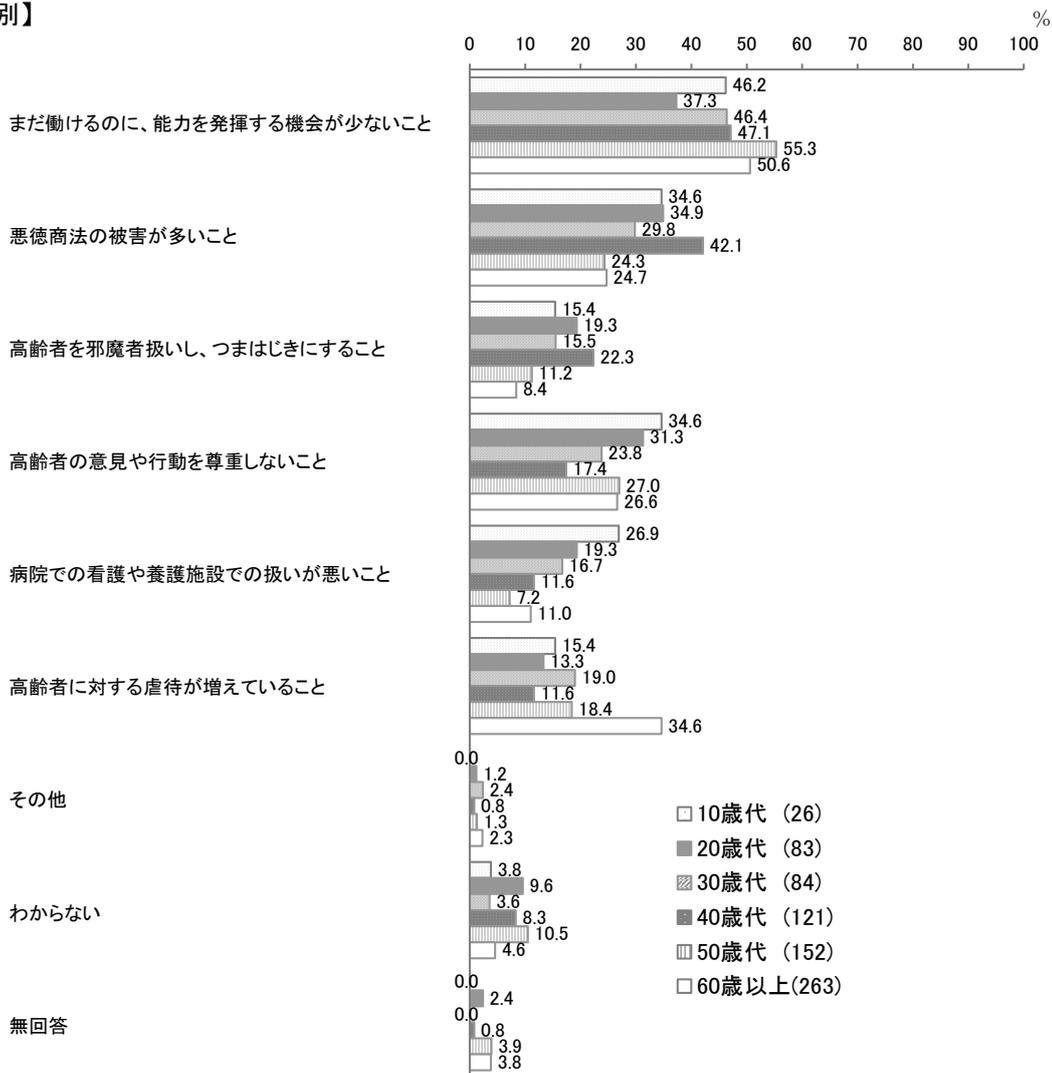
また、認知症や寝たきり、一人暮らしなど自らの意思を表明することが困難な高齢者も増加が予測されます。このため、高齢者の人権に関する啓発活動を充実し、高齢者の権利を守っていく必要があります。

図表 高齢者の人権が尊重されていないと思うことについて

【前回調査比較】

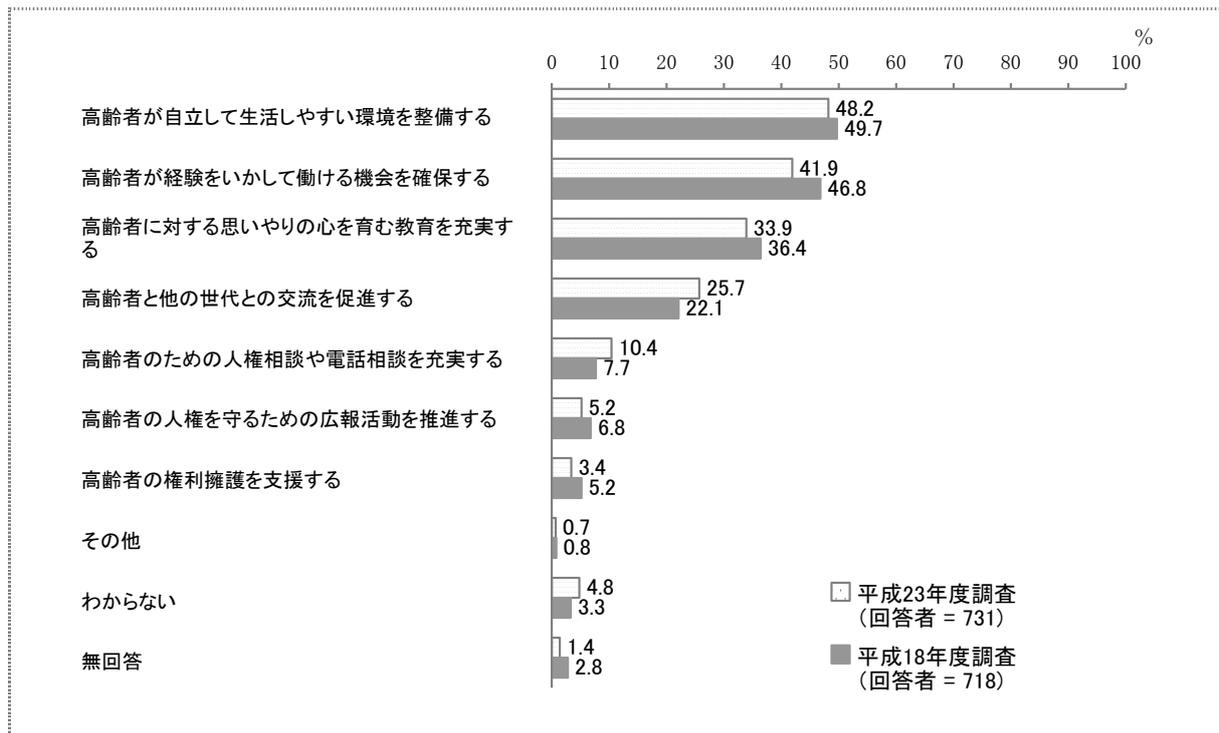


【年代別】



注) 平成 18 年度調査には「高齢者に対する虐待が増えていること」の選択肢はありません。
資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度、平成 18 年度）

図表 高齢者の人権を守るために必要なことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度、平成 18 年度）

施策の方向

No.	推進施策	内容
1	高齢者の人権についての啓発	高齢者の人権が尊重され、生きがいを持って暮らしていけるまちの実現をめざして、人権意識の高揚・啓発を推進します。
2	高齢者の就労機会の拡大	シルバー人材センターなどの活動を支援し、高齢者の雇用・就労機会の拡大に努めます。
3	高齢者の社会参加機会の拡充	高齢者の持つ豊富な経験と知識を生かせるよう、社会参加の支援に取り組みます。
4	高齢者の権利擁護	地域包括支援センター、介護事業者や家族などとの連携を充実し、判断能力などが不十分である高齢者の権利擁護を図るとともに、介護の際の虐待などの早期発見、防止に努めます。

(4) 障がいのある人

現 状

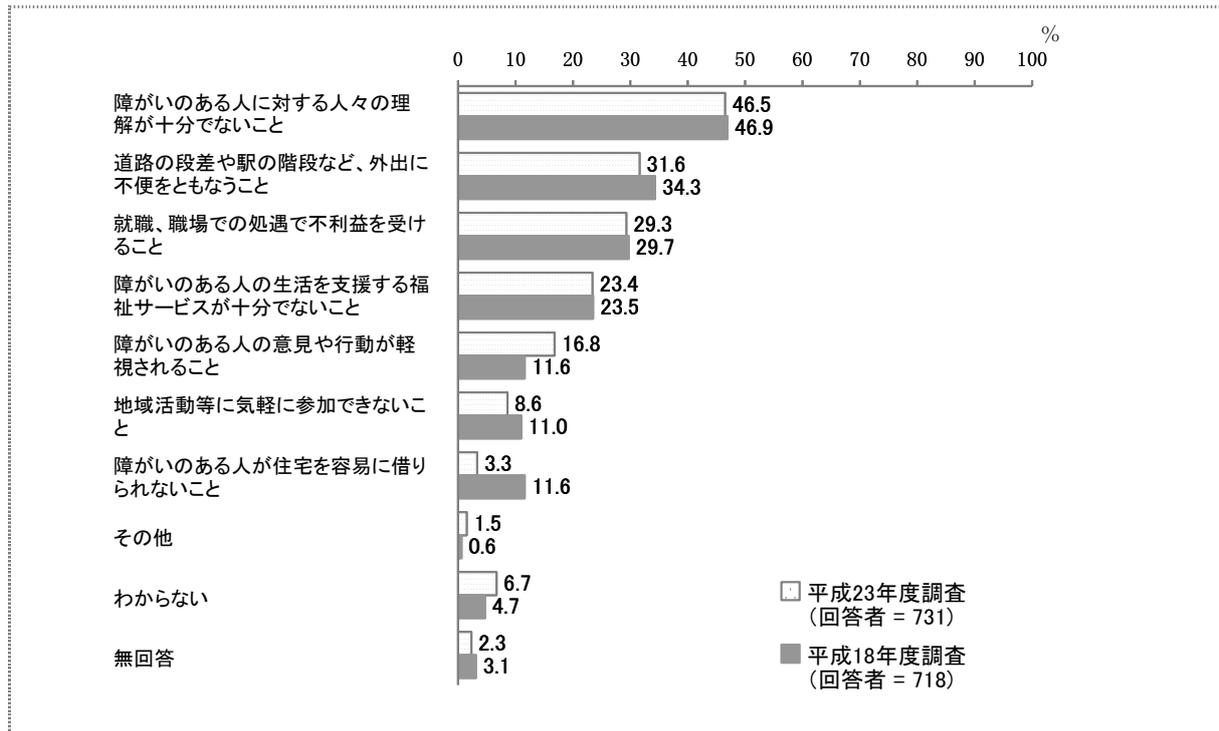
障がいのある・なしにかかわらず、すべての人が互いに助け合い、平等に生活し、活動できる「共生社会」をめざすノーマライゼーションの理念は、わが国においても徐々に普及してきており、また、障がいのある人が生活するうえでの物理的・心理的障壁を取り除いていく「バリアフリー」や「ユニバーサルデザイン」の概念も日常生活に浸透してきていますが、まだ理解や配慮は十分ではなく、結果として自立と社会参加が阻まれているのが現状です。

国は、平成 16（2004）年に「障害者基本法」を改正し、障がいのある人に対しての人権尊重、権利擁護をより明確にし、平成 23（2011）年に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や平成 25（2013）年の「障害者総合福祉法（仮称）」施行に向けた様々な制度改正が進められており、障がいのある人の自立と社会参加の促進が図られています。

「市民意識調査」によると、「障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについて」では、「障がいのある人に対する人々の理解が十分でないこと」の割合が 46.5%と最も高く、次いで「道路の段差や駅の階段など、外出に不便をとまなうこと」の割合が 31.6%、「就職、職場での不利益を受けること」の割合が 29.3%となっています。

障がいのある人が、地域社会の中で安心して生活し、社会の一員として自立していくため、一人ひとりのニーズを的確に把握し、保健・医療・福祉サービスなどの連携による切れ目のない支援の充実や、建物・道路等のバリアフリー化などの整備を図るとともに、障がいの早期発見・療育、相談支援、社会参加の促進や働ける場所・機会の充実を図る必要があります。また、市民一人ひとりが障がいのある人への正しい理解を深めるように市報や市ホームページなどを積極的に活用し、啓発や交流事業を推進する必要があります。

図表 障がいのある人の人権が尊重されていないと思うことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度、平成 18 年度）

施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	発達障がい児への支援の充実	発達障がいに関する対応の必要性を鑑み、平成24年度より発達支援センターを市内に設置し、障がい児の早期発見・早期療育、相談支援を図る体制づくりを進めます。
2	障がいのある人の就労機会の拡大	障がいのある人の自立を促進するため、西濃地域障がい者就業・生活支援センター、大垣公共職業安定所等と連携し、一般企業への就労や福祉的就労への啓発を図り、障がいのある人の個性と能力に応じた就労・雇用機会の提供に努めます。
3	障がいのある人の権利擁護	<p>①相談窓口の充実を図るとともに、事業者や家族、関係機関が連携し支援を行い、虐待などの発見・防止に努めます。</p> <p>②虐待を発見した市民には市などへの通報義務があることなど、必要な事柄の周知啓発を図ります。</p>
4	障がいのある人の人権についての啓発	<p>①ノーマライゼーション理念の定着に向けて、「障害者週間（12月3日～12月9日）」などを利用して啓発活動を推進します。</p> <p>②小・中学校などにおける福祉教育やボランティア活動などを推進し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるように努めます。</p>

(5) 同和問題

現 状

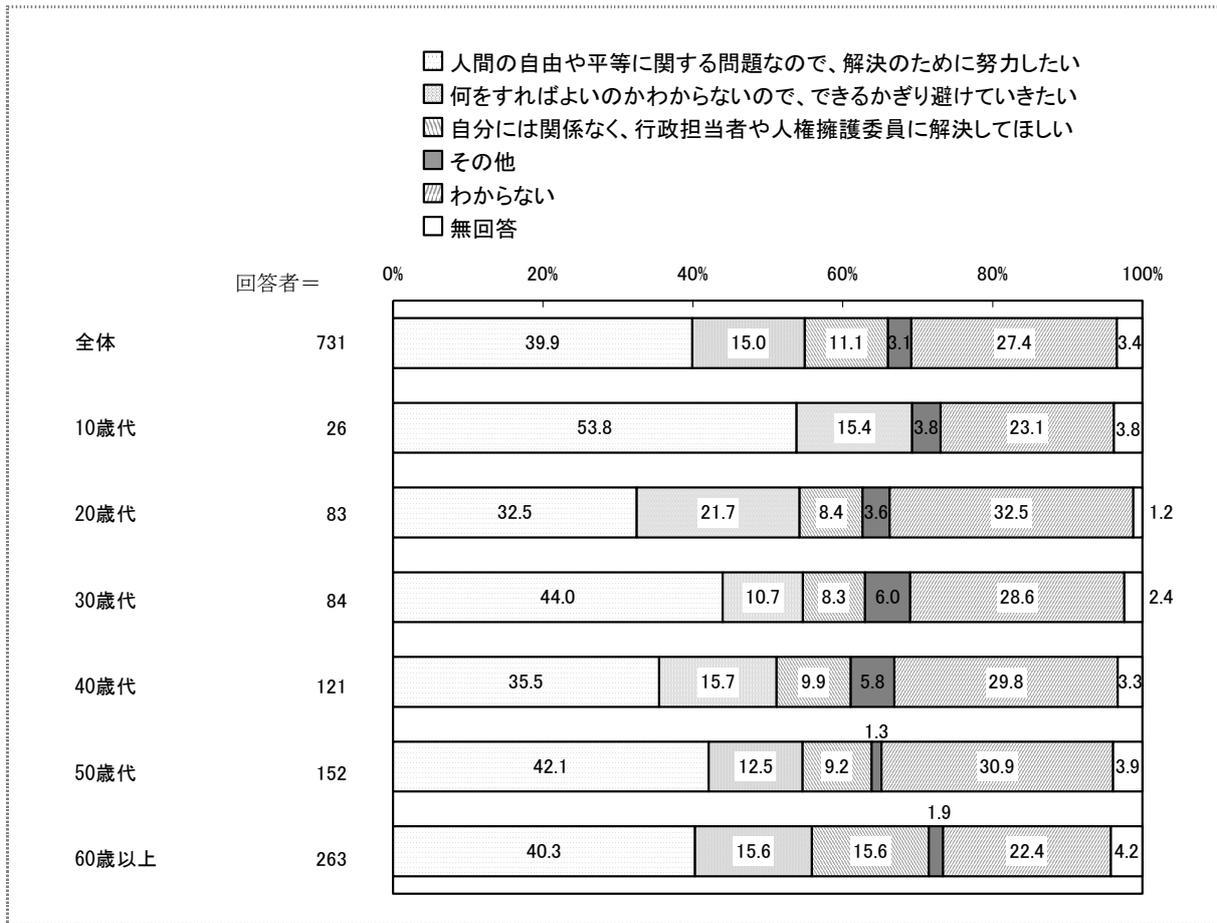
同和問題とは、日本の封建社会において、政治、社会等の諸要因によって形成されてきた身分制度を原点に、今日に至るまで、被差別部落に生まれ育ったという理由だけで人間として当然受けるべき権利を奪われてきた不当差別で、部落問題と呼ばれる日本固有の重大な人権問題です。

同和問題に対する差別や偏見の意識は、時代を経て全体的には解消に向かいつつあると言われていますが、今日でも結婚問題をはじめとする様々な差別が根強く残る地域は存在して、新たにインターネット上での差別事象などが発生しています。また、この問題の解消を妨げる原因のひとつに「えせ同和」があります。この行為は、同和問題の解決に真摯（しんし）に向き合い、人権教育、人権啓発に取り組んできた人々の行為を台無しにするだけでなく、この問題を間違った方向に導くなど大きな阻害要因となっており、行政や団体、企業は、密接に連携してこうした行為に毅然（きぜん）たる態度で対処することが重要です。

「市民意識調査」によると、「同和問題の解決に向けて自身がのぞむ姿勢について」に対して、世代を問わず、「人間の自由や平等に関する問題なので、解決のために努力したい」と自身に問題の解決に取り組む強い姿勢があることを示す回答が39.9%と高く、この問題が解消に向かいつつあるとも言われる中、今も重要課題と認識される現状が結果に表れています。また、同和問題の解決に向けて必要なことについては、「市民一人ひとりが同和問題について正しい理解をするよう努力する」の回答が53.1%と最も多く、次いで「同和問題の解決に向けた教育・啓発活動を推進する」が32.8%、「同和問題に関する相談・支援体制を充実する」が20.5%と続き、行政に対策の充実を求めるだけに止まらず、その諸施策が効果を上げるには市民一人ひとりに自分自身の問題として取り組む姿勢が必要であると認識されていることを窺わせます。

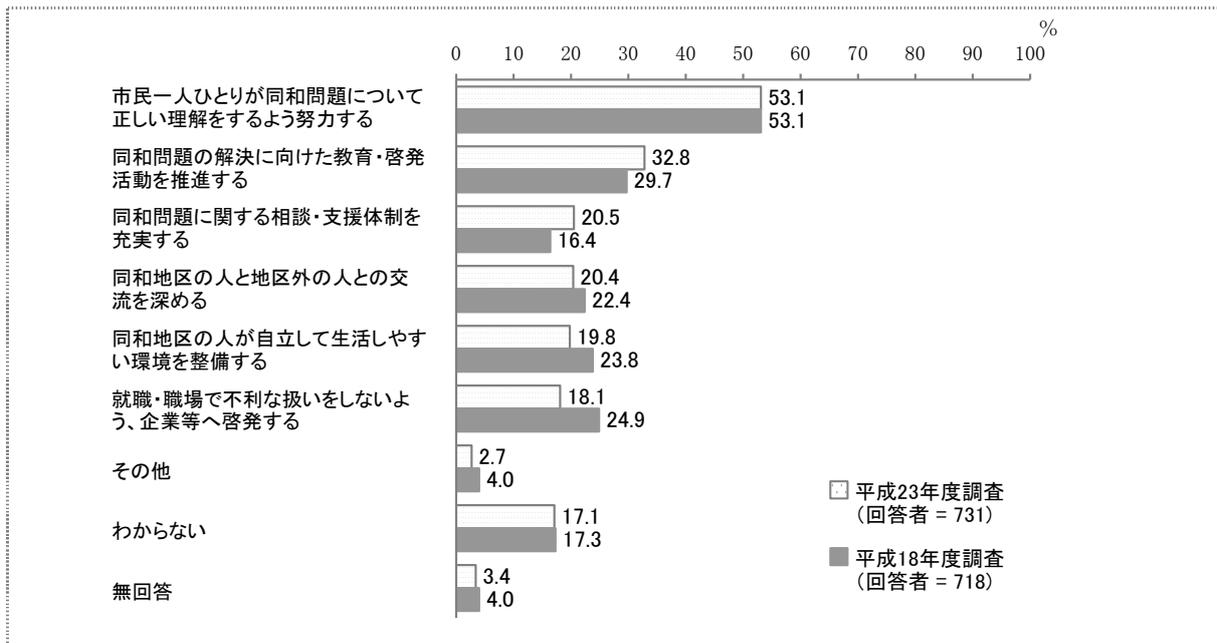
このようなことから、同和問題に悩む人々を支える相談や支援体制を充実するなど、今後の教育・啓発にかかる諸施策の立案やその推進には、市民意識が反映されるよう工夫が必要です。

図表 同和問題の解決に向けて、自身がのぞむ姿勢について



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成23年度）

図表 同和問題の解決に向けて必要なことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成23年度、平成18年度）

施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	同和問題についての啓発	同和問題の早期解決をめざして同和問題に関する正しい認識と理解を深め偏見や差別意識の解消を図るための啓発の充実に努めます。
2	人権教育の充実	①学校教育や社会教育を通じて、同和問題に関する市民の正しい理解と認識を図ります。 ②企業内人権同和教育についても支援に努めます。
3	インターネット上の人権侵害の解消	インターネットを利用した差別的な情報の掲載に対して、人権侵害としての調査や人権相談など事案に応じて迅速に対応できるよう、国・岐阜県ならびに関連機関などと連携の強化を図ります。
4	えせ同和行為の排除	各種団体・関係機関などとの連携の強化による適切な対応と被害の未然防止に努めます。

(6) 外国人

現 状

外国人への偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や様々な人権教育・啓発の実施主体の努力により理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられますが、就労差別や結婚・入居・入店拒否など未だに一部で人権問題が発生しており、他国の言語、宗教、習慣などへの理解不足や一部の外国人の不法就労や犯罪などが背景として考えられます。

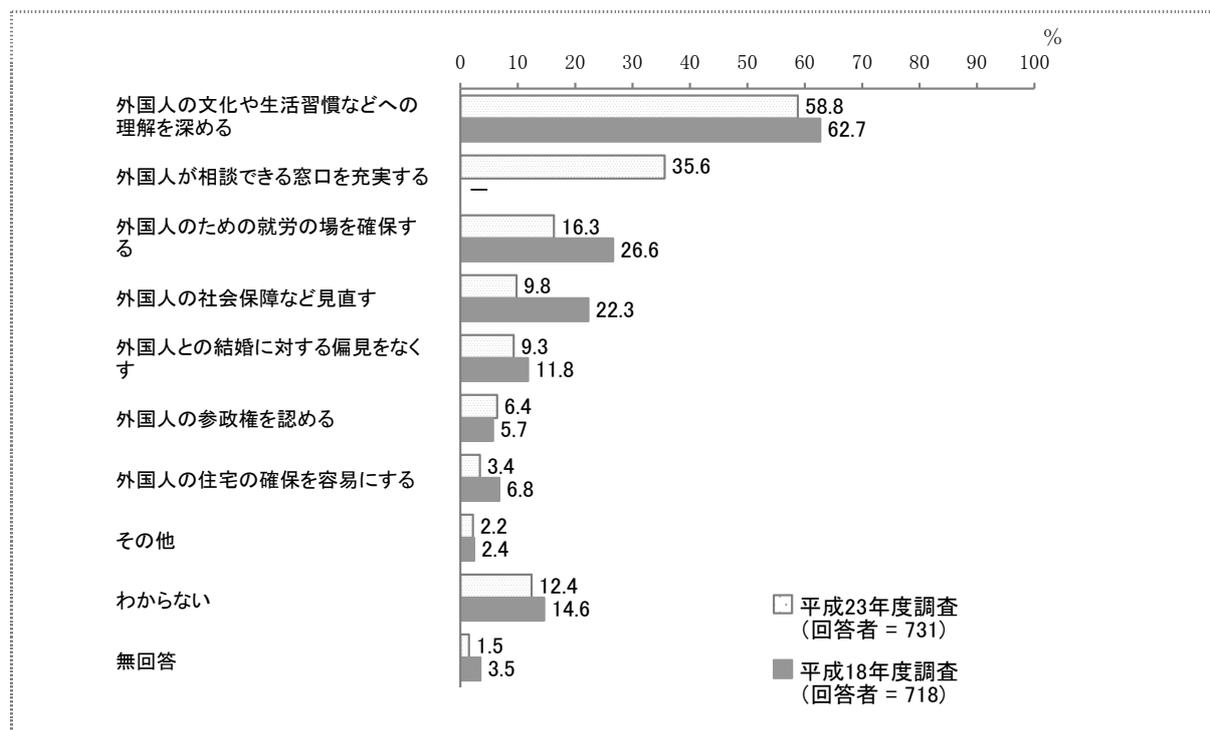
全国の外国人登録者数は、平成 23（2011）年 9 月末現在で約 208 万人となっており、平成 19（2007）年をピークに減少傾向にあります。また、岐阜県内の外国人登録者数は、平成 23（2011）年 10 月末現在で 47,570 人と外国人登録者の岐阜県総人口（推計人口：2,073,333 人）に占める割合は 2.3%となっています。

こうした中で、本市の外国人登録者数は平成 23（2011）年 10 月末現在で 540 人となっており、年々減少傾向にあります。経済・社会情勢の変化により、今後、市内の外国人居住者数は増加していくことも考えられます。

「市民意識調査」によると、「外国人の人権を守るために必要なことについて」に対して、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」の割合が 58.8%と最も高く、次いで「外国人が相談できる窓口を充実する」の割合が 35.6%、「外国人のための就労の場を確保する」の割合が 16.3%となっています。

外国人と日本人が地域の中で共に生活する多文化共生社会を実現するためには、国際的視野に立ち、異なる文化、生活習慣及び価値観をお互いに認識し、尊重しあえる意識を育くみ、日本語能力の不十分さによる地域社会でのトラブルを防ぐためには、日本語学習の機会や相談窓口の充実を図ることが必要です。

図表 外国人の人権を守るために必要なことについて



注) 平成 18 年度調査では「外国人が相談できる窓口を充実する」の選択肢はありません。

資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度、平成 18 年度）

施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	外国人の人権についての啓発	宗教や習慣などの違いによる偏見や差別意識を解消し、より国際的視野に立った人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動に努めます。
2	人権教育の充実	学校教育や社会教育を通じて、様々な国の人々と共生する社会の形成者としての資質や能力の育成を図ります。
3	言葉に対する支援の充実	①相談窓口の充実や広報などの各種情報提供における多言語化を図ります。 ②日本語学習の機会の充実に取り組みます。
4	日常生活に対する支援の充実	地域における日常生活のルールやマナーなどの情報提供及び外国人が必要な支援やサービスを利用できるように周知を図ります。

(7) HIV感染者・ハンセン病患者等

現 状

エイズは、HIV（Human Immunodeficiency Virus：ヒト免疫不全ウイルス）の感染によって免疫力が下がることにより、発症する様々な病気の総称のことです。

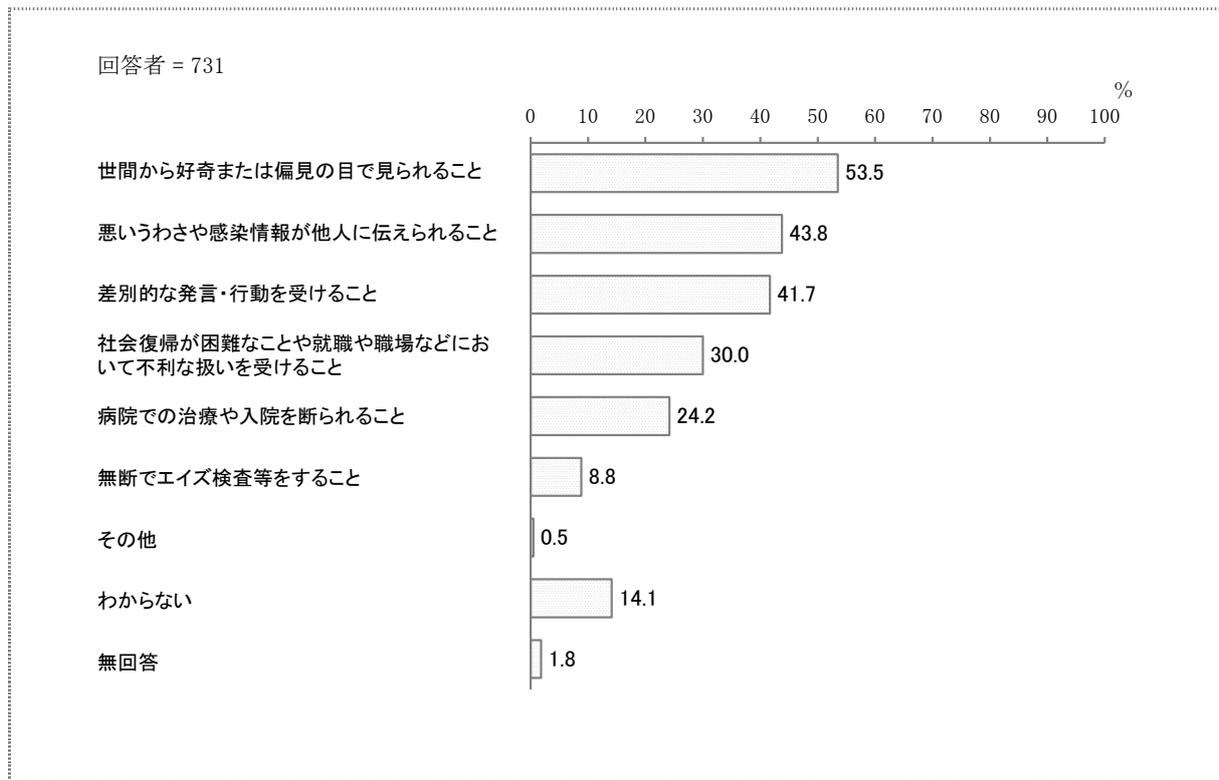
近年、HIV感染者、エイズ患者は、年々増加傾向にあります。HIVは非常に感染しにくいウイルスで、日常的な接触では感染することはありません。しかし、エイズ患者やHIV感染者に対する正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。現在も多くの人の無理解により、感染者や患者は一人で悩み、孤立する傾向があります。

ハンセン病患者については、平成8（1996）年に強制隔離政策が終結後、平成13（2001）年に「ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、元患者（回復者）の生活の保障や人権を回復する施策が推進されてきました。また、元患者が高齢化、人数が減少する中、平成21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（通称、ハンセン病問題基本法）」が施行されています。しかし、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。さらに、現在もなおハンセン病に対する誤った知識があり、偏見・差別の解消には至っていません。

「市民意識調査」によると、「感染症患者（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権について、問題があると思うことについて」に対して、「世間から好奇または偏見の目で見られること」の割合が53.5%と最も高くなっています。また、「感染症患者（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権を守るのに必要なことについて」では、「感染症について正しく理解するための啓発活動を推進する」「学校における感染症に関する正しい知識を教育する」の割合が約半数を占めています。

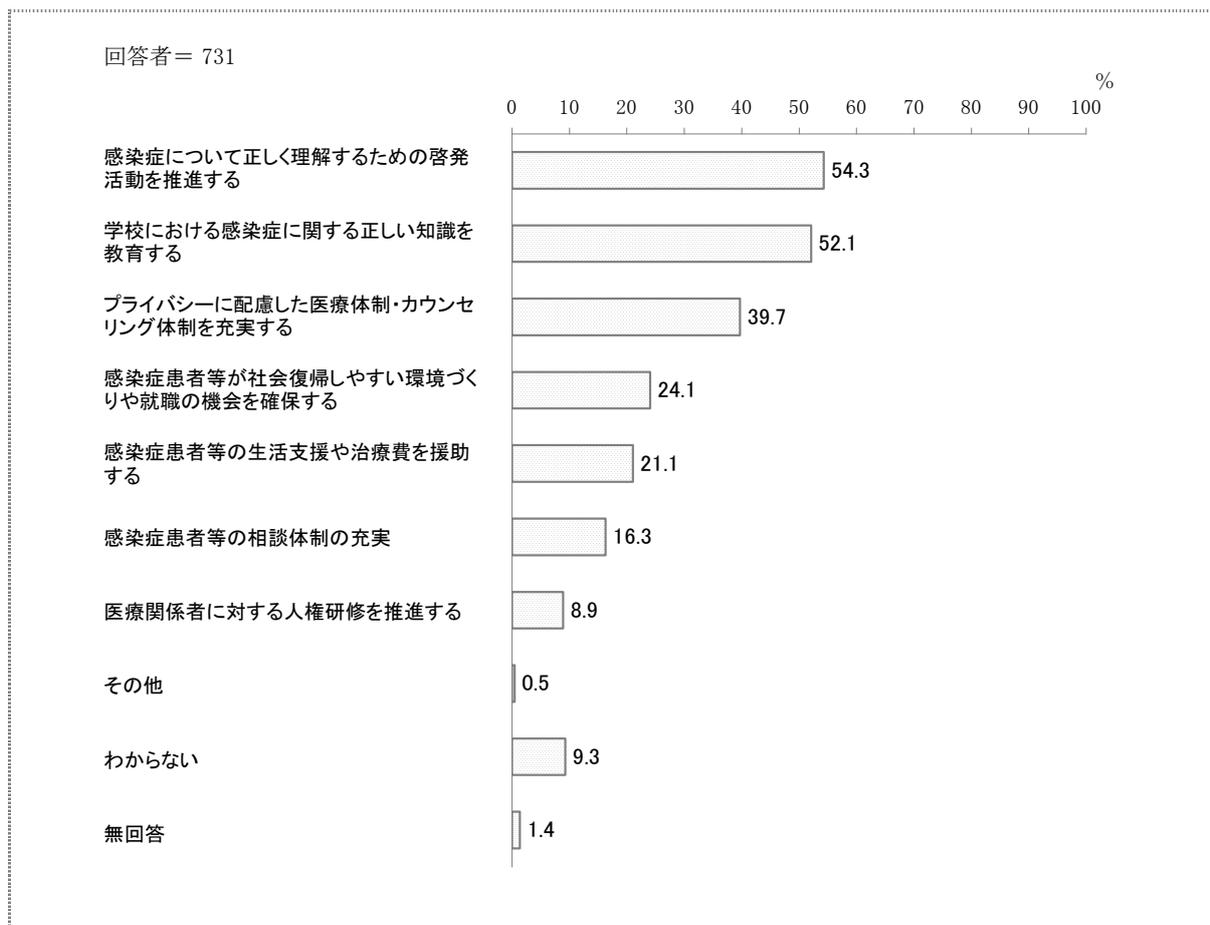
この結果から、感染症に対する理解や認識がまだまだ不足している現状がみられ、患者や元患者、家族などの人権に十分に配慮しながら、偏見・差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発が必要です。

図表 感染症患者（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権について、問題があると思うことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度）

図表 感染症患者（HIV感染者、ハンセン病患者等）の人権を守るのに必要なことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成23年度）

施策の方向

No.	推進施策	内容
1	HIV感染症・ハンセン病に関する啓発	患者や回復者に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の普及や理解を深めるための啓発に努めます。
2	人権教育の充実	学校教育や社会教育、就労の場においてHIV感染症・エイズ・ハンセン病などに対する正しい知識の普及を図ります。

(8) 刑を終えて出所した人

現 状

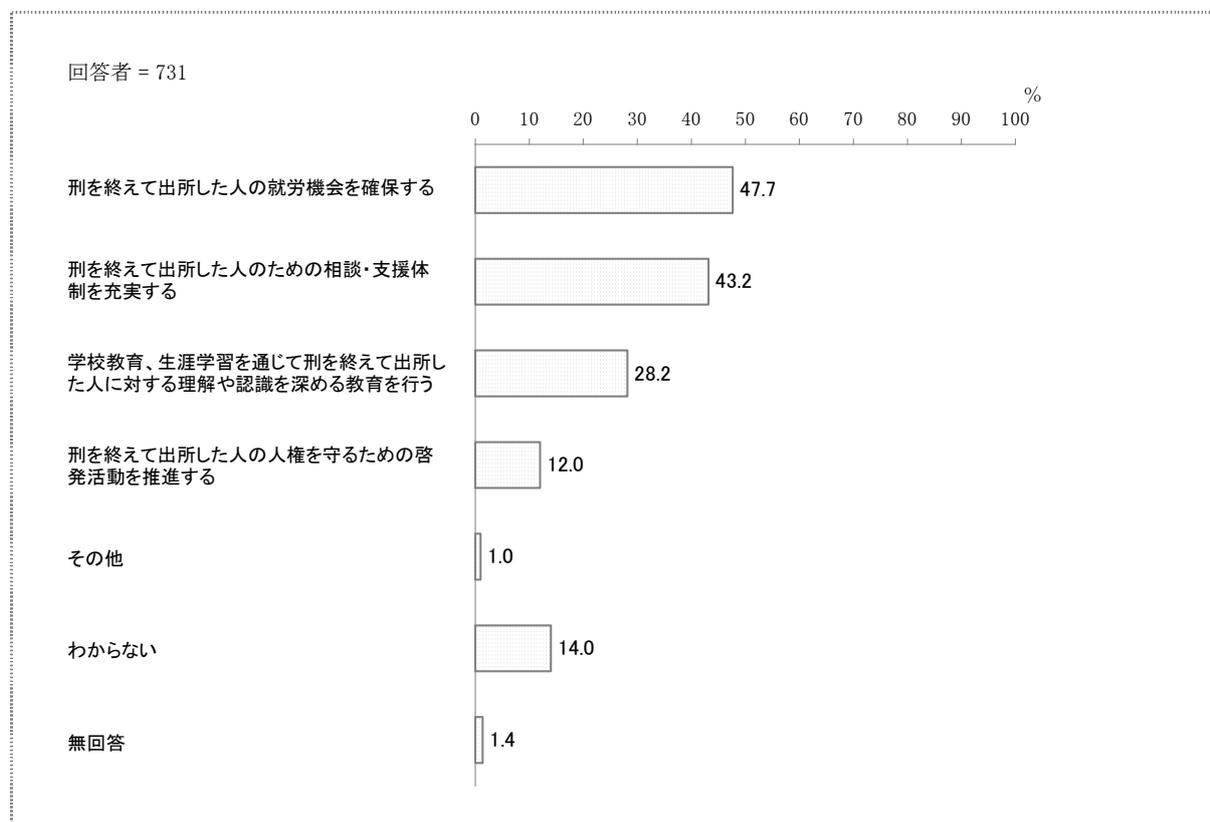
刑を終えて出所した人に対しては、本人に真摯な更生の意欲がある場合でも、周囲の人には、根強い偏見や差別意識があります。地域社会への受け入れを拒否されたり、就職に際しての差別や住居等の確保が困難であったりするなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

「市民意識調査」によると、「刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことは、何だと思えますか」について、「刑を終えて出所した人の就労機会を確保する」の割合が47.7%と最も高く、次いで「刑を終えて出所した人のための相談・支援体制を充実する」の割合が43.2%と高い割合となっています。

刑を終えて出所した人が社会復帰するためには、更正への強い意欲と家庭、職場、地域など周囲の支援が大切であり、更正保護関係者や関係機関との連携も必要です。

さらに、差別や偏見を持たない確かな人権感覚を身につける啓発を行い、復帰しやすい環境づくりに努めることも必要です。

図表 刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことは、何だと思えますか。



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成23年度）

施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	刑を終えて出所した人に関する啓発	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を推進します。
2	相談・支援体制の充実	①人権擁護の救済制度や相談窓口の周知を図ります。 ②法務局などの関連機関や団体などとの連携に努めます。

(9) 犯罪被害者等

現 状

人はみな命を大切にし、自由と幸福を追求する権利を有しており、憲法でも保障されています。しかし、不法な行為による犯罪事件が発生し、突然幸福に生きる権利を奪われてしまった犯罪被害者等の人権侵害問題が現実存在します。

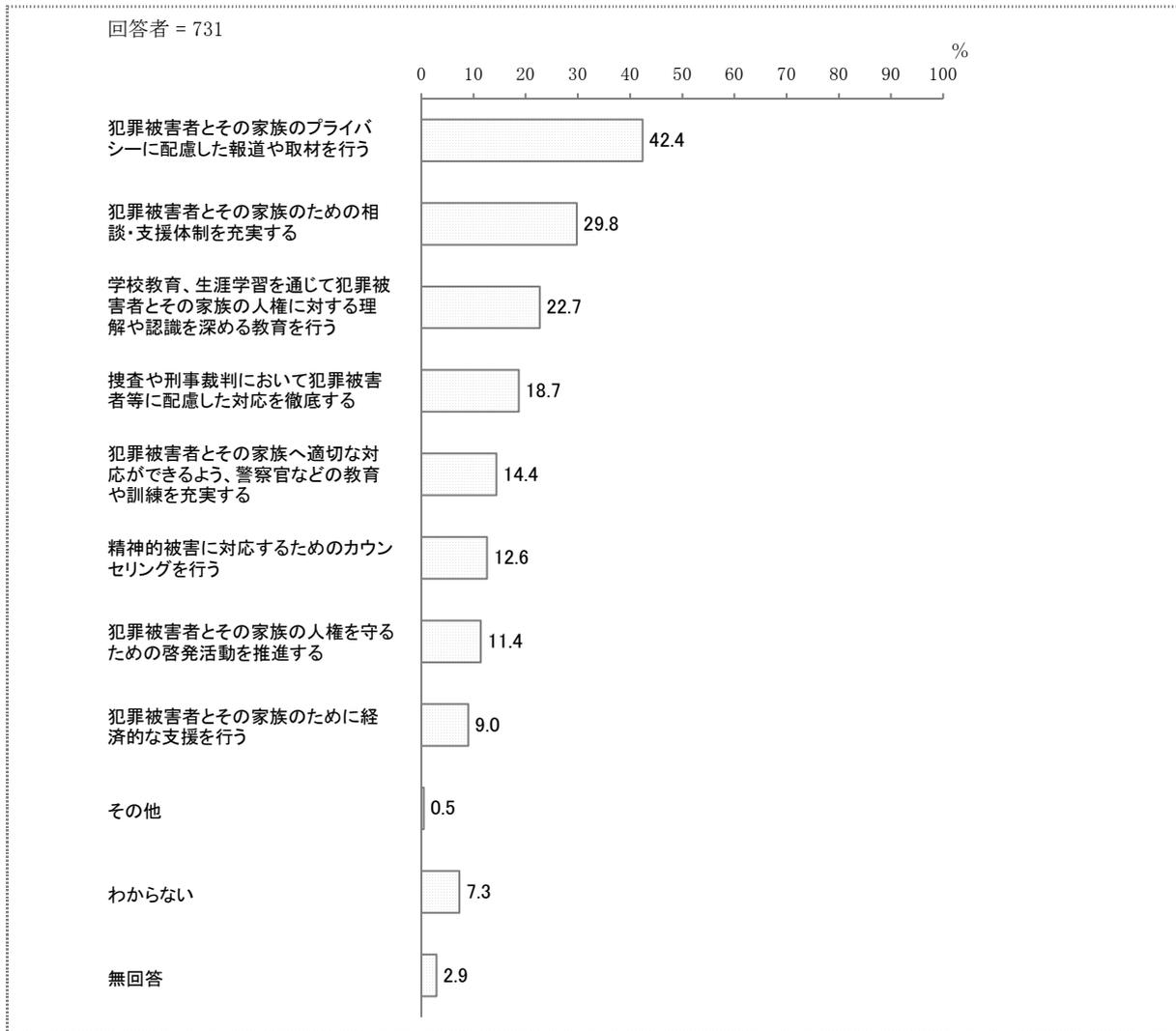
犯罪被害者やその家族の人たちは事件による精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判などの過程における精神的・時間的負担、周囲の無責任なうわさ話、マスメディアによる行きすぎた取材・報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損など、二次的被害に苦しめられる問題があり、近年、こうした犯罪被害者やその家族の人権問題に対する関心の高まりがみられ、配慮と保護を図ることが課題となっています。

国は、平成 16(2004)年、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、権利や利益の保護を図るため、「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、同法に基づき、平成 17(2005)年には、「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

「市民意識調査」によると、「犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについて」に対して、「犯罪被害者とその家族のプライバシーに配慮した報道や取材を行う」の割合が 42.4%と最も高く、次いで「犯罪被害者とその家族のための相談・支援体制を充実する」の割合が 29.8%となっています。

犯罪被害者やその家族などの人権が侵害されるケースは様々ですが、プライバシーの保護を基本とした啓発はもちろんのこと、その被害にあった人達を思いやる確かな人権感覚を身につけることが必要です。

図表 犯罪被害者とその家族の人権を守るために必要なことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成23年度）

施策の方向

No.	推進施策	内容
1	犯罪被害者等に関する啓発	①行き過ぎた取材や報道を自粛するようマスメディアに促します。 ②学校教育や社会教育の場においても人権侵害の可能性を教えるなど、正しい理解のための啓発に努めます。
2	相談・支援体制の充実	相談・支援業務を行っている専門機関・関係機関などとの連携の強化、各種相談窓口の周知を図ります。

(10) インターネットによる人権侵害

現 状

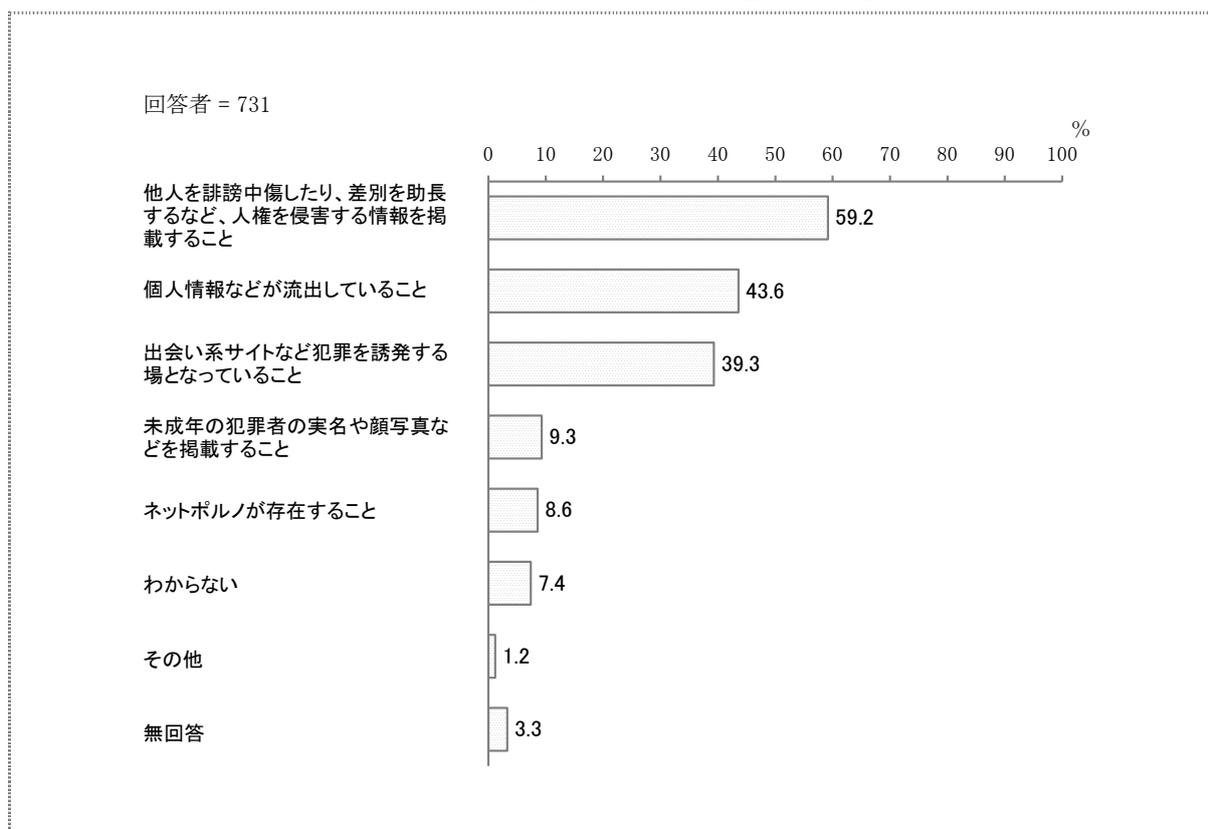
インターネットの急速な普及は、生活に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、個人や集団の誹謗（ひぼう）中傷や差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

こうした状況を考慮し、国は、平成 14（2002）年にホームページの掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとした「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、また、平成 17（2005）年の「個人情報保護法」全面施行に際し、電気通信事業者等に対する個人情報の取扱いのルールをガイドラインの形で示し、平成 20（2008）年に子どもたちを有害な情報から守るために「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（有害サイト規制法）」など、インターネット上の人権侵害への対策を進めています。

「市民意識調査」によると、「インターネットによる人権侵害について、問題があると思うことについて」に対して、「他人を誹謗中傷したり、差別を助長するなど、人権を侵害する情報を掲載すること」の割合が 59.2%と最も高く、次いで「個人情報などが流出していること」の割合が 43.6%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」の割合が 39.3%となっています。

インターネットによる人権侵害を防止または解決するために違法な情報発信者に対する取締りや個人情報保護を強化するとともに、利用者や管理者に対して、正しい理解を深めるための教育・啓発の推進やインターネット上の人権侵害などに関する問題に対して、相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

図表 インターネットによる人権侵害について、問題があると思うことについて



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成 23 年度）

施策の方向

No.	推進施策	内 容
1	情報と人権侵害との関連についての啓発	個人のプライバシーや人権の尊重について、正しい理解のための啓発活動の充実を図ります。
2	個人情報保護の推進	インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。
3	情報教育の推進	学校教育において、インターネットに関する正しい知識や情報の収集・発信における個人の責任やモラルに関する学習の充実を図ります。

(1.1) 北朝鮮当局による拉致問題等

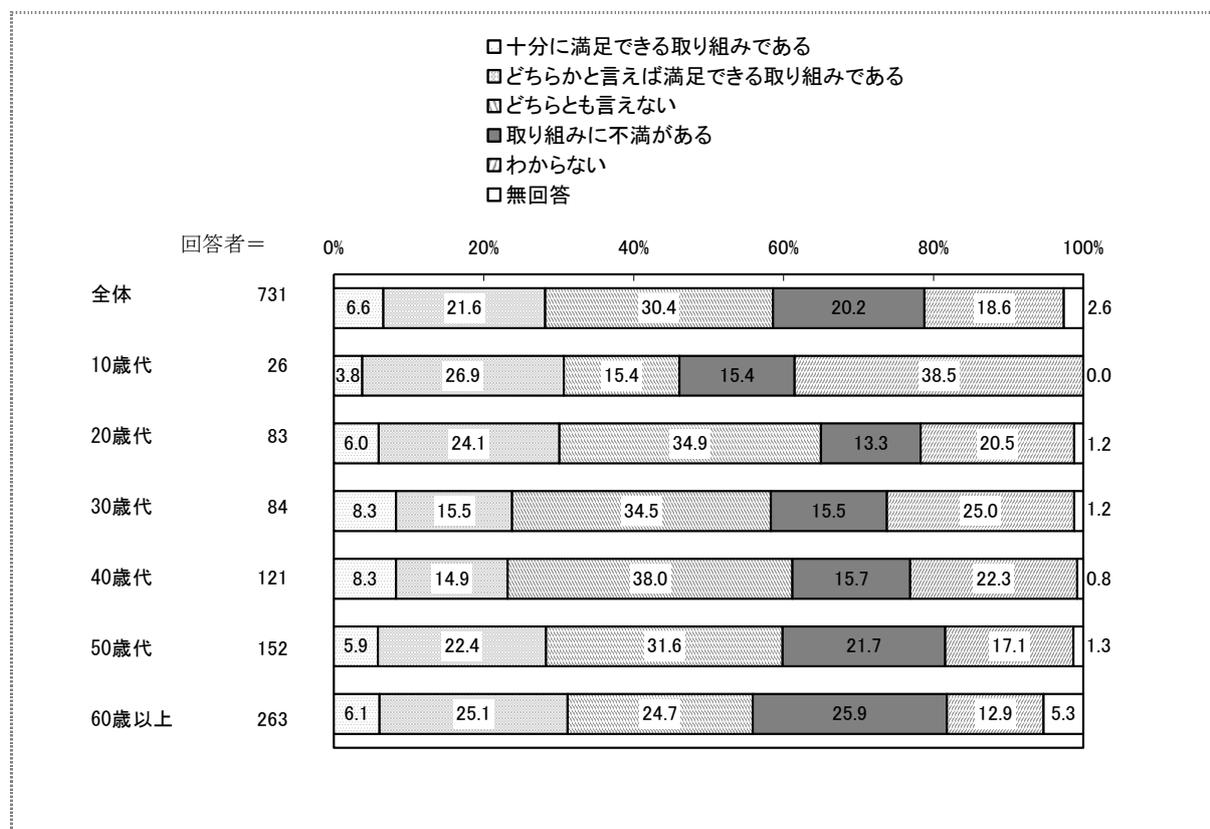
現 状

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となっていますが、これらの多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成3(1991)年以来、機会があるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。そして、平成14(2002)年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は長年否定してきた日本人の拉致を初めて認め、謝罪しました。同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、平成22(2010)年までに17名の北朝鮮当局による拉致被害者を認定しています。しかし、その方たちについては、いまだに納得のいく情報は提供されておらず、安否不明のままの状態となっています。いうまでもなく、拉致は重大な人権の侵害行為です。

「市民意識調査」によると、「拉致問題の解決のための国民集会やパンフレット・ポスターの作成や配布などの啓発活動に対する考え方について」に対して、「どちらとも言えない」の割合が30.4%と最も高く、次いで「どちらかと言えば満足できる取り組みである」の割合が21.6%、「取り組みに不満がある」の割合が20.2%となっています。年齢別でみると、50歳代、60歳以上で「取り組みに不満がある」の割合が2割を超えています。

北朝鮮当局による拉致被害者の人権侵害問題の解決は重要な課題であり「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～12月16日)が設けられるなど、啓発が進められており、この問題への関心と認識をさらに深める必要があります。

図表 拉致問題の解決のための国民集会やパンフレット・ポスターの作成や配布などの啓発活動に対する考え方について



資料：海津市人権に関する市民意識調査（平成23年度）

施策の方向

No.	推進施策	内容
1	拉致被害者の人権についての啓発	国、岐阜県との連携を図りながら、市民に対して、拉致問題に対する関心と認識を深めていくための啓発活動の充実に努めます。

(12) その他の人権

現 状

1. アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っています。しかし、近年に至るまで、生活上の格差が存在し、多くの偏見や差別を受けてきました。また、独自の言語が話せる人も極めて少数となり、その文化が十分に保存・伝承されているとは言い難い状況です。

平成9（1997）年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、アイヌの人々の文化、伝統について正しく認識し、啓発していくことが求められました。

アイヌの人々の問題は、他の少数民族に対する偏見・差別の問題にも結びつくものであり、「人権教育・啓発に関する基本計画」においても必要性を指摘しています。

少数者であることを理由にアイヌの人々の独自の文化、習慣を否定することがないよう、一人ひとりが理解を深めることが必要です。

2. ホームレス

やむを得ない事情でホームレスとなった人々の中には、就職して働きたいという自立の意志を持っているにも関わらず、偏見・差別の対象となることが少なくなく、また、嫌がらせや暴行を加える事件がたびたび発生しています。そのため、国において、平成14（2002）年、「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が施行され、平成15（2003）年、「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が定められました。

ホームレスへの偏見や差別の解消に向け、地域の理解や協力を深めるとともに、相談や自立に向けた支援、救済活動が求められています。

3. 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念を言い、同性愛者、両性愛者の人々は少数派であるがために正常と思われず、偏見や差別が根強く、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。

性的指向は様々であることを認識し偏見や差別を解消するため、市民の理解を深めていくことが必要です。

4. 性同一性障がい者

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しないため、その違いに悩みながら周囲の心ない好奇の目にさらされたり、社会生活の中で差別を受ける現状があります。

平成 16（2004）年、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者であって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。

今後も、性同一性障がい者に対しての正しい理解を深め、偏見や差別を解消することが必要となっています。

5. 人身取引（トラフィッキング）

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題であり、日本は、人身取引の受入国の一つとして国際社会から批判を受けています。

国では、平成 16（2004）年、人身取引の撲滅、防止、人身取引被害者の保護等を目的とする「人身取引対策行動計画」が策定され、平成 17（2005）年には、「人身売買罪」を新設した刑法の一部が改正されるなど取締りが強化されています。その後、平成 21（2009）年に「人身取引対策行動計画 2009」が策定され、関係省庁などが協力して取り組んでいます。

これからも、人身取引についての関心を高め、人身取引が重大な人権侵害であるという認識を深め、問題解決に向けての意識向上を図ることが必要です。

施策の方向

人権に関する問題は多様であり、市民の身近なところでも新たな問題が生まれることが考えられます。社会情勢の変化や新たな問題に対しても、本計画の趣旨に沿って的確に対応するように努めます。

No.	推進施策	内 容
1	人権についての啓発活動の充実	国、岐阜県との連携を図りながら、市民に対して、様々な人権についての正しい理解を深めるため、多様な機会を通じた啓発活動を推進します。
2	人権相談の充実	多様な人権問題に関する相談機関・窓口を効果的な周知啓発を図るとともに、相談者の人材育成・養成の充実を図ります。

第3章 計画の推進

1 推進体制

人権に関わる課題は、現在、重点事項として 16 項目が取り上げられ多岐にわたっています。個別の人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図る必要があります。

本市では、すべての関係部局や関係市民団体の代表者等が様々な人権施策を推進するにあたって、「人権尊重の都市」宣言に基づき、人権・同和行政を総合的かつ効果的に推進しています。また、各種団体の代表者による「海津市人権・同和行政問題協議会」と関係部局長によって構成される「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」が、役割分担の明確化と緊密な連携を図ることにより、人権教育・啓発活動の計画的な推進に努めます。

2 関係機関との連携

人権教育・啓発の推進にあたり、国、岐阜県などの関係機関と連携・協力を図り、それぞれの目的に向けて協力するため、人権に関わる団体などに対して、それぞれの人権施策の取り組みに対する役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力体制の構築を図ります。

本市は、西濃地域内の人権擁護に関する啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした「大垣人権啓発活動地域ネットワーク協議会」（平成 12（2000）年設置）の構成員として、岐阜地方法務局大垣支局及び大垣人権擁護委員協議会や他の市町村と連携を取り、地域に密着した人権啓発活動を展開しています。このネットワークを中心に関係機関などとの連携も強化し、情報の共有化、事業の共同実施などにより、一層の効率的な人権啓発活動の推進に努めます。

3 人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりの推進にあたっては、あらゆる人を対象とした人権教育に取り組む必要があります。その中でも、市民サービスを担う公務員、人の命や健康に深く関わる医療・福祉関係者などの人権に関わりの深い特定の職業に従事する人は、人権尊重の視点から職務を遂行するうえで、その理念を正しく理解する必要があります。

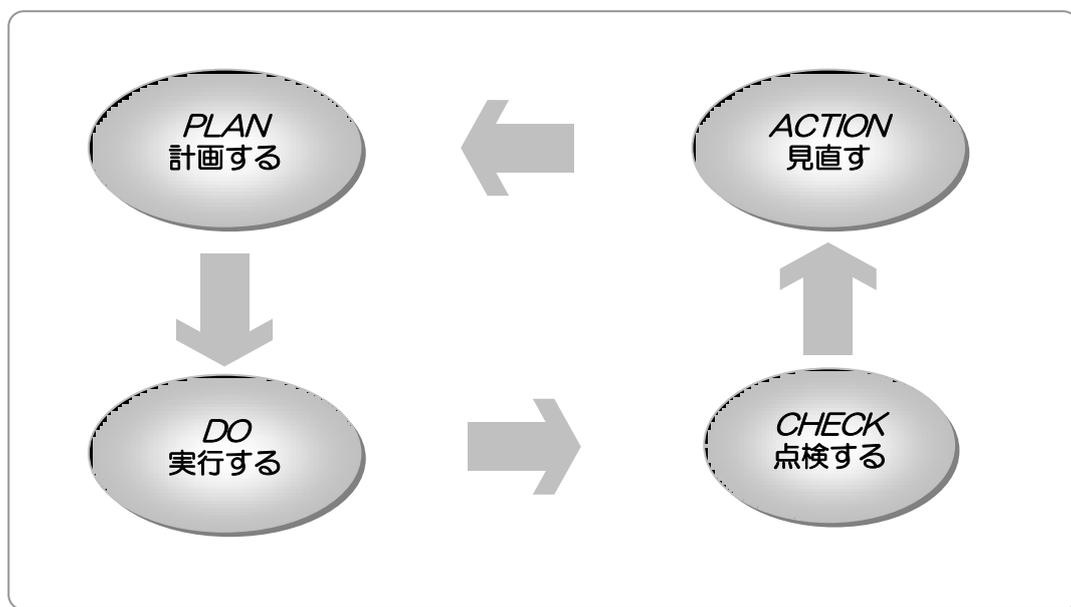
そのため、本市では、市職員及び市内小・中学校の教職員に対して、講演会あるいは研修会への参加を通して人権感覚の涵養と人権意識の高揚を図ることとしています。

また、市内の事業所や関係機関における人権研修への取り組みを積極的に推進し、必要な支援を行います。

4 計画の見直し

市民意識の変化、国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流等に適切に対応するため、必要に応じて「海津市人権教育・啓発推進計画推進本部」において、計画の検討、見直しなどを行います。

本計画の内容については、内部の定期的な点検による取り組み状況の把握や評価、市民意識調査などを行い、課題の洗い直しや対策の検討を深めることで、計画をより良い改善に向けた見直しを行います。



海津市人権教育・啓発基本計画（第1次改定版）

発行年月：平成24年3月

発行：海津市

編集：市民福祉部 市民課

〒503 - 0495 岐阜県海津市南濃町駒野奥条入会地 99 番地 2

電話：0584-55-0330（直通）

FAX：0584-55-0340

この計画書の作成は、岐阜県からの助成を受けています。